

はじめに



今日、地域社会に目を向けると、急速な少子・高齢化や核家族化の進行などによる家庭での育児力・介護力の衰え、ライフスタイルの変化や価値観の多様化によって人と人とのつながりが希薄になり、市民の生活課題や福祉ニーズが複雑になっています。

お互いを干渉せず、個人の価値観を尊重する社会は、ある意味では自由で気ままな生活をもたらしたと言えるでしょう。しかしながら、こうした社会は、少し前までなら、家庭や地域で対応できていた問題を解決する力を失い、一人暮らし高齢者や障害のある人、子育ての中で不安や孤独感を抱え一人で悩む親など、何らかの支えを必要としている人たちに様々な影響を与えています。

こうした中、「地域福祉」の推進が課題となっています。地域福祉という考え方は、これまでの児童福祉、老人福祉、障害者福祉など、対象者別に分かれた考え方ではなく、「向こう三軒両隣」という言葉にあらわされるように、地域での支え合いである「共助」に基づき、これらを総合的・横断的に推進しようとするものです。

そこで、本市に住む全ての人が、住み慣れた地域で尊重され自立した生活が送れる『地域で支え合う あたたかいまち 井原』を実現するため井原市社会福祉協議会と協力して「井原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。計画の推進にあたっては、公的な福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域社会を構成する人々、ボランティアやNPO、各種団体、企業などがお互いに連携、協働することが必要であるとともに、地域での支え合い、助け合いなど「地域」を視点とした共助の取組が重要となります。

今後は、本計画のもと、これまで各地域で培われてきた市民の皆様による主体的なボランティアや支え合い活動の土壌を継承・発展させながら、一人一人のさらなる福祉の向上につながるよう「地域福祉」を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言を賜りました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

井原市長 瀧本豊文

支え合う社会のために



深刻な少子化、超高齢社会の到来、生活しづらさの要因が複雑に絡み合う社会環境に危機感を感じざるをえません。めざましく発達する科学は機能的な社会を構築してきましたが、その反面で人と人との心の交流が置き去りになってしまったように思います。今ここで、本当の豊かさとは何かを考え、真剣にそれに向かう勇気が必要ではないでしょうか。

「地域福祉」は、豊かさを求めるために必要な考え方であり、その目指すものは、だれもが安心して生涯をおくることのできる社会の実現です。そのためには、さまざまな生活課題や福祉ニーズを解決していく必要があります。その全てを公的な手段に委ねて解決を図ることは不可能であります。地域福祉活動はその狭間を埋める手法であり、自らの「できる」を惜しみなく出し合い「支え合う社会の構築」を理想として、それに向けての活動です。

昨年から2年をかけて“地域で支え合う あたたかいまち 井原”を基本理念として「井原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。「ひとづくり」「仕組みづくり」「環境づくり」の3つの目標を設定し、市民、地域、行政、そして社会福祉協議会の取り組みを指針として掲げております。この計画をスタートとして、地域ごとの取り組みを話し合い、さらに深めていただければ生きた計画になるものと思います。

時には負担に感じることもあるでしょう。また、便利さの一部を手放す必要もあるかもしれません。まさに勇気が必要といえますが、新たな「喜び」や「楽しさ」を見出していただき、みんなで取り組まれることを望んでいます。

井原市社会福祉協議会は、「ふれあい たすけあい ささえあい」のまちづくりの実現を目指して、各地区社会福祉協議会並びに市民の皆様方と協働して、本計画の推進を図ってまいります。

計画策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力をいただきました多くの市民の皆様にご感謝申し上げます。

平成27年3月

井原市社会福祉協議会
会長 久津間 憲通

目次

第1章 計画の概要

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係	2
1-3	計画の位置付け	3
1-4	計画の期間	5
1-5	計画の策定体制	5

第2章 井原市を取り巻く現状

2-1	井原市の地域特性	6
2-2	統計からみる現状	8
2-3	社会資源の状況	19

第3章 計画の基本的な考え方

3-1	計画の基本理念	26
3-2	計画の基本目標	26
3-3	計画の体系	27

第4章 基本目標ごとの取組（井原市地域福祉活動計画）

4-1	基本目標1 地域でふれあい支え合う「ひとづくり」	28
4-2	基本目標2 利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」	37
4-3	基本目標3 安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」	49

第5章 計画の推進

5-1	計画の周知	57
5-2	関係機関との連携	57

資料編

資料1	井原市地域福祉計画策定委員会設置要綱	58
資料2	井原市地域福祉計画策定委員会 委員名簿	60
資料3	諮問書	61
資料4	答申書	62
資料5	井原市地域福祉計画策定検討会議設置要領	63

第1章 計画の概要

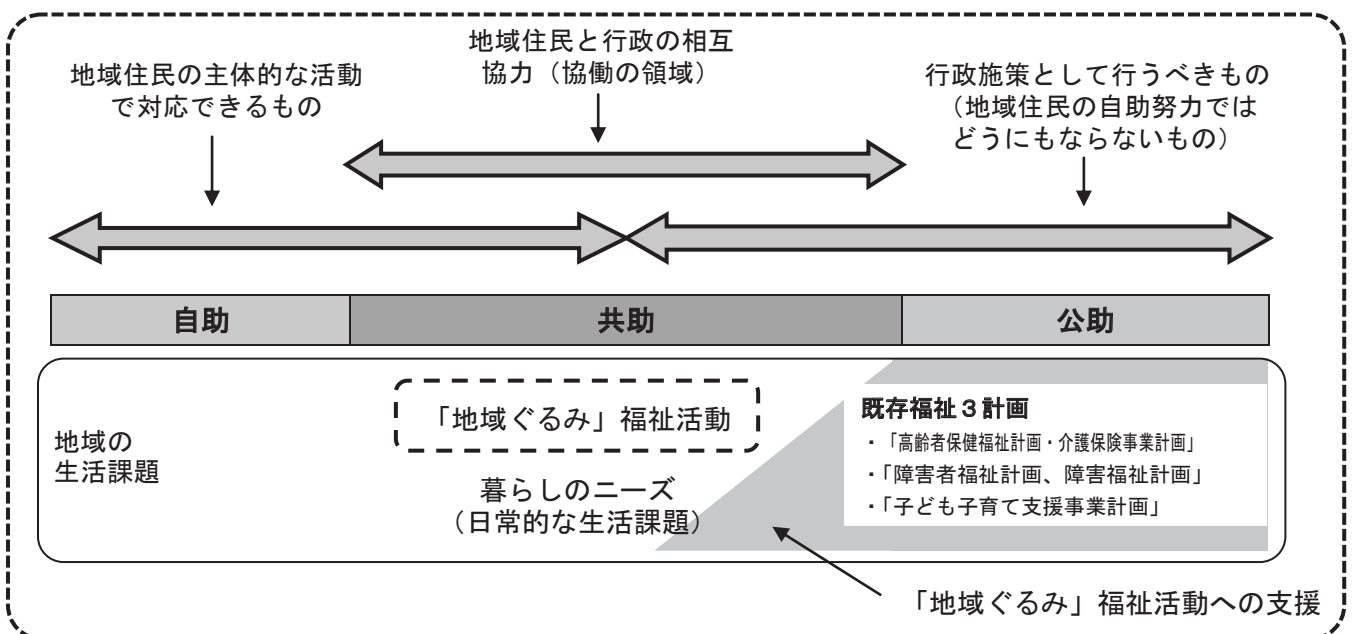
1-1 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化、核家族化の急速な進展や個人の価値観の多様化などにより、家族や地域で支え合う機能や社会的なつながりの希薄化が進んでいます。そうした中で、孤独死という悲惨な状況を発生させ、また、多くの人々が生活に関する不安やストレスを抱え、自殺や家庭内暴力、児童や障害者、さらには高齢者に対する虐待、引きこもりなどが大きな社会問題となっています。

地域に暮らす人々が抱える生活課題は多様化しており、公的サービスだけで対応することは難しくなっています。そのため、公的な福祉サービス等の充実に加え、地域住民による支え合いを広げ、強化することが求められるようになってきました。本市に住む全ての人が、住み慣れた地域で尊重され、心安らかに自立した生活を送るために、一人一人の自立による「自助」、地域住民相互の助け合い・支え合いによる「共助」、公的サービスの提供による「公助」を効果的に連携させることが必要とされています。

そのため、本市の目指すべき姿や方向性を示すとともに、連携体制のあり方を示し、地域福祉を推進するため「井原市地域福祉計画・井原市地域福祉活動計画」を策定します。

「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



- 自助：個人や家庭による自助努力（自分でできることは自分でする）
- 共助：民間非営利活動・事業、ボランティア・住民活動・社会福祉法人などによる支え（「地域ぐるみ」福祉活動に参加して地域で助け合う）
- 公助：公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（行政でなければできないことは、行政がしっかりとする）

1-2 地域福祉計画、地域福祉活動計画の関係

「市町村地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づく行政計画として位置づけられ、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」及び「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を一体的に定めることとされています。

<社会福祉法（昭和26年法律第45号）>

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

「市町村地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が民間組織としての柔軟性を生かした事業を実施、推進していくための活動・行動計画となります。

市町村社会福祉協議会として、地域福祉を推進していくにあたり、中核的な役割を担うとともに、地域住民や地域の様々な機関・団体など一体となって、福祉のまちづくりを進めていくための指針となるものです。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、1 又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区(地方自治法第 252 条の 20 に規定する区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

1-3 計画の位置付け

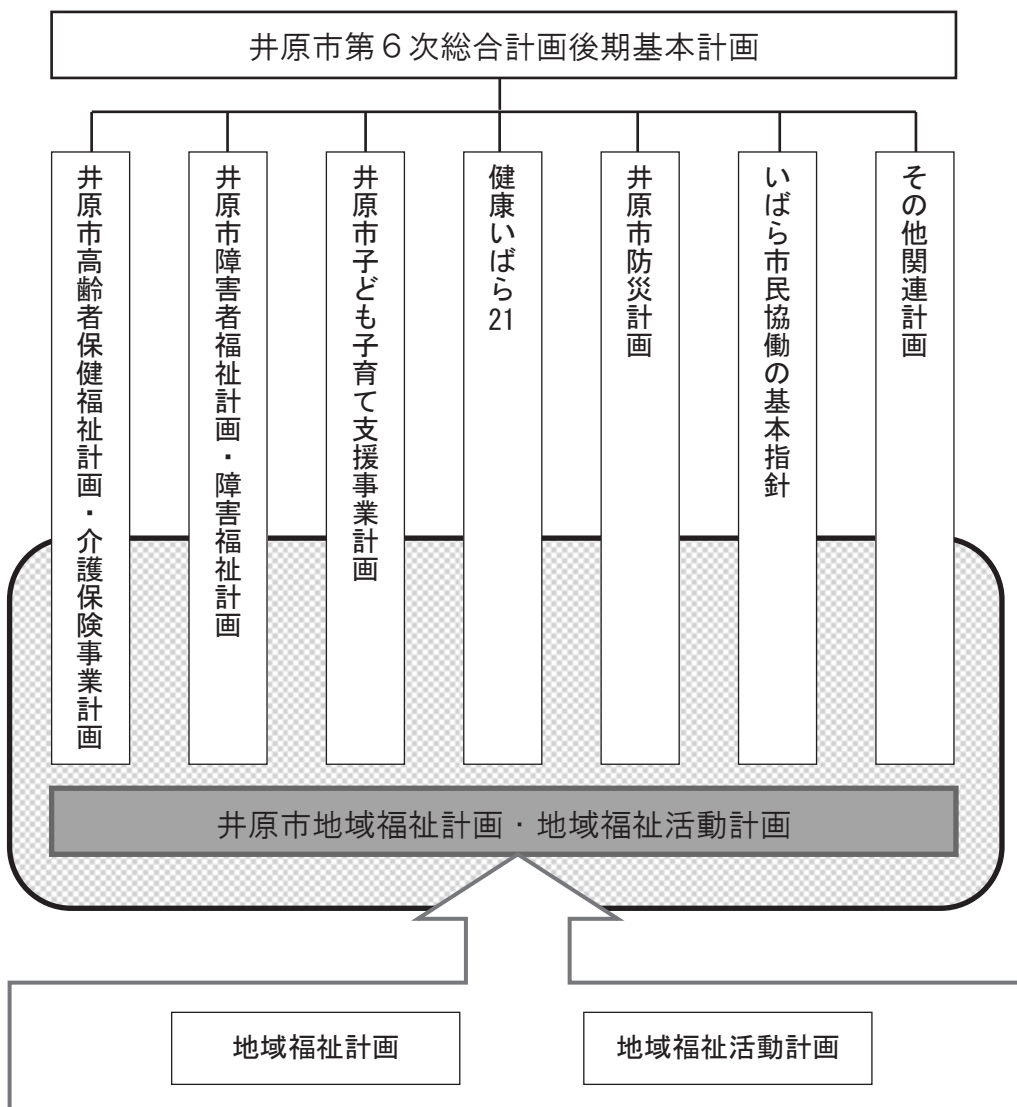
本計画は、社会福祉法第 107 条に準拠する法定計画として、総合的な観点から地域福祉を推進するために、本市として今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けた目標を掲げ、関連する施策の連携のあり方を定めるものです。

また、同時に本計画は、市民やボランティア、NPO 法人等の民間団体が自主的に取り組む実践計画として社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として定めるものでもあります。

本計画は、福祉の総合化を目指す総合的な計画となることから、市の上位計画である「井原市第 6 次総合計画後期基本計画」をはじめ、関連計画との整合性を図りながら推進されるものです。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することで、市と社会福祉協議会がパートナーシップを構築し、地域の生活課題や地域福祉推進の理念等を共有して、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけイメージ



1-4 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とします。

また、国・県の動向や社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行うものとします。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
本計画	策定	計画期間									
高齢者保健福祉 計画・介護保険 事業計画	第 5 期	第 6 期			第 7 期			第 8 期		第 9 期	
障害者福祉計 画・障害福祉計 画	第 4 期	第 5 期			第 6 期			第 7 期		第 8 期	
子ども子育て支 援事業計画		第 1 期					第 2 期				
健康いばら 2 1		第 2 次							第 3 次		

1-5 計画の策定体制

福祉関係者、教育関係者、各種団体代表者から構成される「井原市地域福祉計画・井原市地域福祉活動計画策定委員会」を設置するとともに、パブリックコメントを実施するなど幅広く意見を聴取し、住民参画による計画策定を行いました。

また、地区社会福祉協議会が実施する「ふれあい・いきいきサロン」などに参加する人にアンケートを実施し、計画策定のための基礎資料としました。

第2章 井原市を取り巻く現状

2-1 井原市の地域特性

2-1-1 位置

本市は、県の西南部に位置し、北は高梁市、東は総社市及び小田郡矢掛町、南は笠岡市、西は広島県福山市及び同県神石郡神石高原町に接しています。



2-1-2 地区特性

市南部の平野部では、県西南部の内陸工業都市地域を形成するとともに、市街地には、行政、文化、商業、住宅、医療等の諸機能が集積し、市の生活拠点としての役割を担っています。

それに対して、北部地域では高齢化の進行が著しく、道路や水路の清掃、防犯・防火活動、冠婚葬祭時の相互扶助など、集落機能の低下が問題となっています。

中心市街地の商店街においても、高齢化が進んでいます。

2-1-3 施設配置

市内の学校教育施設は、保育園・幼稚園 22 園、小学校 13 校、中学校 5 校、高等学校 3 校です。それ以外の公共施設は、市役所・支所 3 か所、観光・美術館・資料館 9 か所、健康・福祉施設 14 か所、生涯学習・文化・交流施設 10 か所、スポーツ施設が 13 か所あるほか、公民館・集会所が 23 施設あります。

また、病院や商業施設などの主要施設は、市域南部に集積しており、北西部や北東部では支所周辺に集積がみられます。

2-1-4 交通

本市の主要な道路は、市内の南北軸として国道 313 号、県道井原福山港線・笠岡井原線・笠岡美星線・芳井油木線等により、東西軸として国道 486 号等により基幹となる道路網が形成されています。また、山陽自動車道が笠岡市を東西に走り、笠岡インターチェンジで県道笠岡井原線と接続しています。

鉄道については、総社市と広島県福山市を結ぶ井原鉄道が市の南部を東西に走り、東は JR 伯備線及び吉備線に接続し、西は神辺駅で JR 福塩線に接続しています。

バスについては、民間事業者が路線バスを運行しているほか、井原地区では公共施設や観光施設を結ぶ循環バス、芳井・美星地区ではスクールバスを有効活用した循環バスを運行しています。

このほか、予約型乗合タクシーを一部エリアで運行することにより、公共交通空白地区が解消され、市内どの地区からも市内中心部へのアクセスが可能となっています。

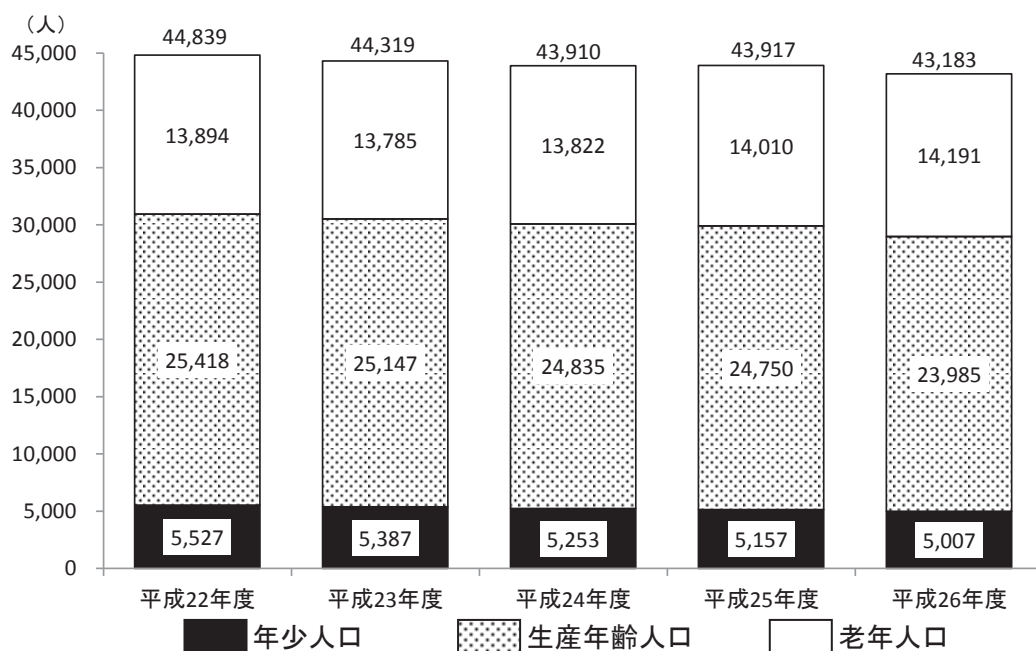
2-2 統計からみる現状

2-2-1 人口の推移と推計

人口は、平成 22 年度の 44,839 人から平成 26 年度の 43,183 人へと 1,656 人減少しています。

年齢別では、0～14 歳人口（年少人口）は 5,527 人から 5,007 人へと 520 人減少、15～64 歳人口（生産年齢人口）は 25,418 人から 23,985 人へと 1,433 人減少しているのに対し、65 歳以上人口（老年人口）は 13,894 人から 14,191 人へと 297 人増加しており少子高齢化が進行しています。

総人口と年齢 3 区分別人口の推移



	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総人口	44,839	44,319	43,910	43,917	43,183
年少人口	5,527	5,387	5,253	5,157	5,007
生産年齢人口	25,418	25,147	24,835	24,750	23,985
老年人口	13,894	13,785	13,822	14,010	14,191

※単位：人

※平成 24 年度以降、外国人住民含む

※資料：住民基本台帳 各年度 4 月 1 日現在

また、地区別に高齢者の状況をみると、出部・稲倉・木之子では高齢化率が30%未満であるのに対し、野上・美星では高齢化率が40%以上となっており、地区により高齢化の状況が異なることがうかがえます。

要援護高齢者実態調査結果

	平成26年5月31日現在 高齢者人口			一人暮らし		高齢者のみ世帯		同居世帯		合計	
	総人口	高齢者人口	高齢化率	計	うち見守り要	計	うち見守り要	計	うち見守り要	計	うち見守り要
井原	4,992	1,801	36.1%	223	197	62	39	99	41	384	277
出部	7,159	1,956	27.3%	183	165	61	30	138	32	382	227
高屋	3,833	1,160	30.3%	108	102	34	7	101	12	243	121
大江	2,031	625	30.8%	73	58	17	1	101	19	191	78
稲倉	1,971	568	28.8%	52	49	15	3	13	2	80	54
木之子	2,932	832	28.4%	88	63	23	5	77	7	188	75
県主	1,498	467	31.2%	45	44	34	18	70	20	149	82
荏原	2,613	843	32.3%	88	75	17	14	35	11	140	100
野上	456	203	44.5%	26	22	14	12	29	18	69	52
青野	897	328	36.6%	35	35	11	9	43	21	89	65
西江原	4,774	1,529	32.0%	172	149	54	27	97	13	323	189
芳井	4,892	1,929	39.4%	298	246	79	50	133	74	510	370
美星	4,550	1,987	43.7%	248	201	101	61	191	66	540	328
合計	42,598	14,228	33.4%	1,639	1,406	522	276	1,127	336	3,288	2,018

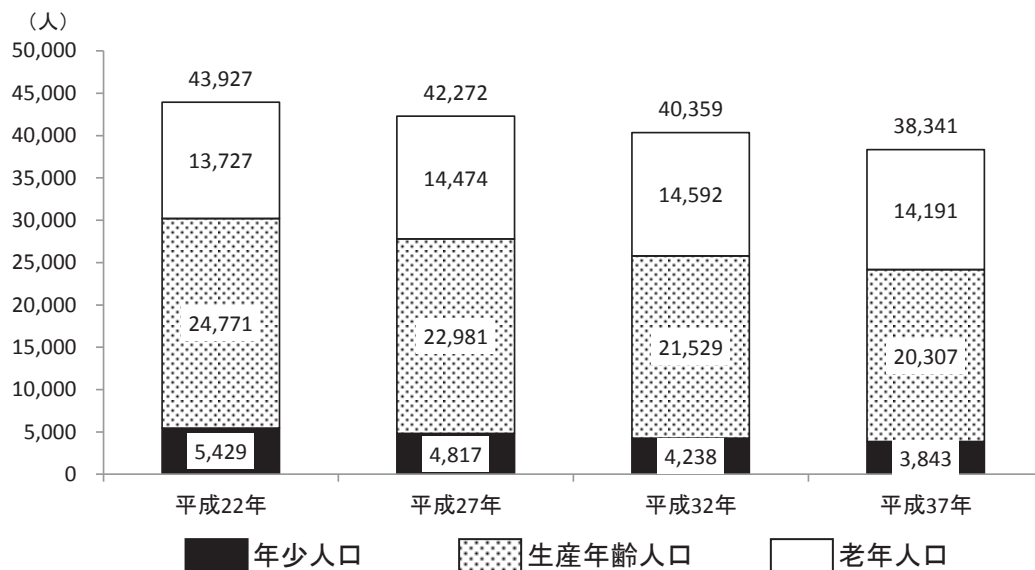
※単位：人

※総人口、高齢者人口、高齢化率は井原市人口集計（外国人を除く。）

※資料：平成26年度 要援護高齢者実態調査集計結果（平成26年6月1日調査）

今後も人口の減少や少子高齢化が進行することが予測され、国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、平成37年では、人口は38,341人となっています。

将来推計人口



※資料：国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

世帯数は、平成 22 年度の 16,235 世帯から平成 26 年 4 月 1 日の 16,684 世帯へと 449 世帯増加しています。

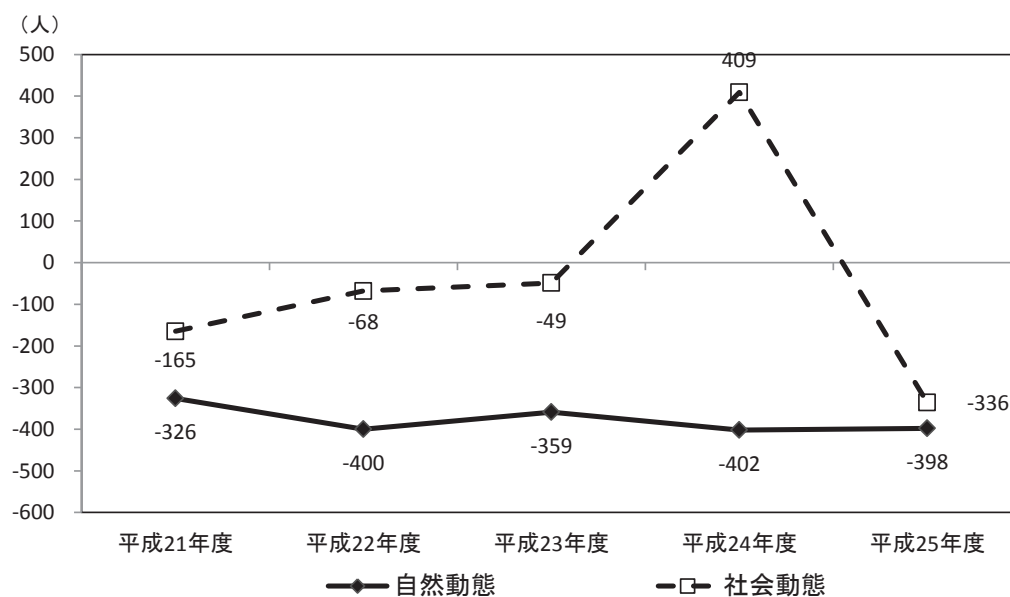
世帯数の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世帯数	16,235	16,298	16,334	16,765	16,684

※単位：世帯
 ※平成 24 年度以降、外国人住民を含む
 ※資料：住民基本台帳 各年度 4 月 1 日現在

ここ 5 年間の人口動態をみると、自然減・社会減となっており、人口減少に歯止めがかかっていないことがうかがえます。

人口動態の推移



	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
出生	280	262	280	253	252
死亡	606	662	639	655	650
転入	901	939	878	1,508	1,080
転出	1,066	1,007	927	1,099	1,416

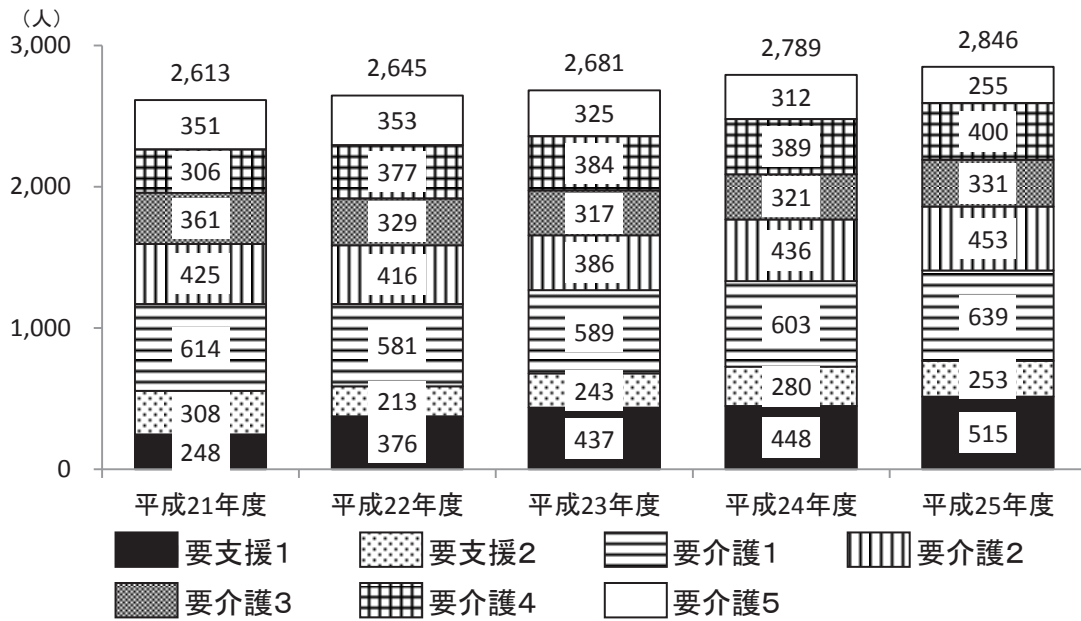
※単位：人
 ※平成 24 年度以降、外国人住民を含む

2-2-2 支援を必要とする人の状況

①高齢者

要支援・要介護認定者数は、平成21年度の2,613人から平成25年度の2,846人へと増加を続けています。

要支援・要介護認定者数の推移



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
要支援1	248	376	437	448	515
要支援2	308	213	243	280	253
要介護1	614	581	589	603	639
要介護2	425	416	386	436	453
要介護3	361	329	317	321	331
要介護4	306	377	384	389	400
要介護5	351	353	325	312	255
合計	2,613	2,645	2,681	2,789	2,846

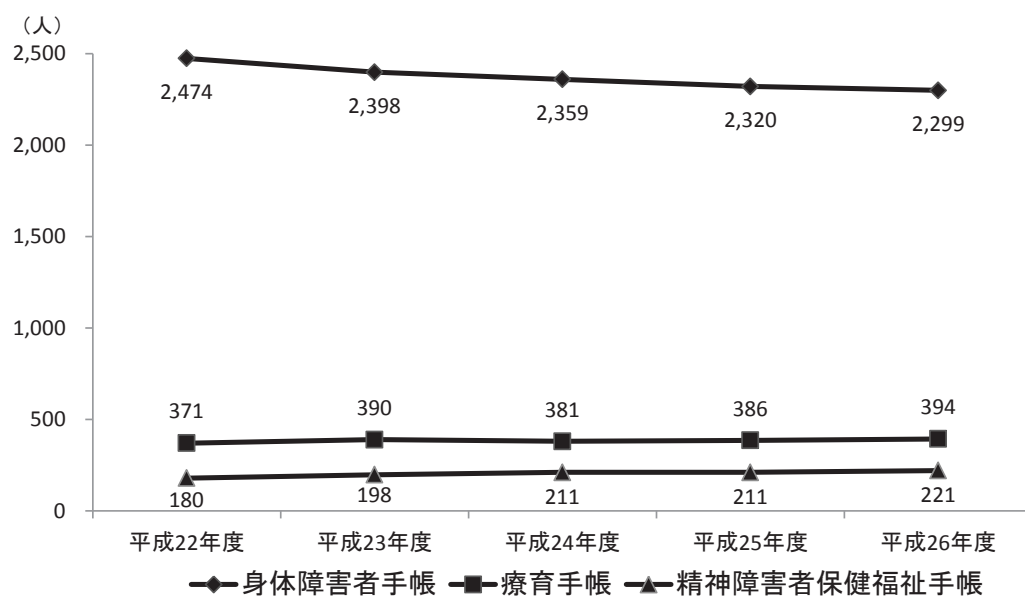
※単位：人

※資料：介護保険事業状況報告 月報 各年度10月分

②障害者

障害者手帳所持者数は、ここ5年間をみると、身体障害者手帳所持者数が減少傾向にあります。

障害者手帳所持者数の推移



	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
身体障害者手帳	2, 474	2, 398	2, 359	2, 320	2, 299
療育手帳	371	390	381	386	394
精神障害者保健福祉手帳	180	198	211	211	221

※単位：人

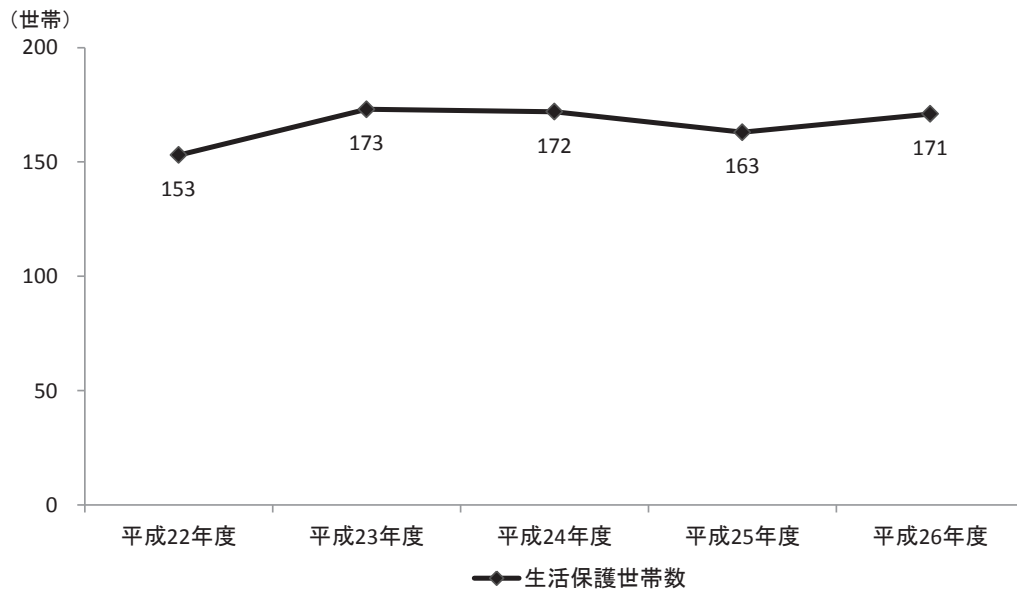
※資料：庁内資料 各年度4月1日現在



③生活保護世帯

生活保護世帯数は、この5年間については、153世帯から173世帯の間で推移しています。

生活保護世帯数の推移



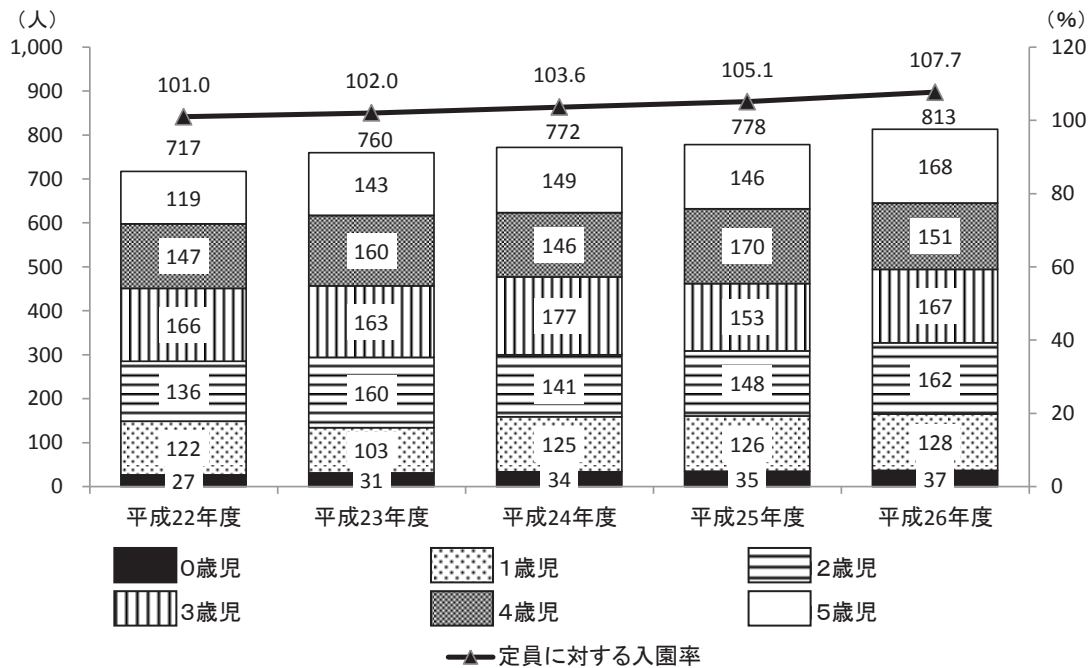
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活保護世帯数	153	173	172	163	171

※単位：世帯
※資料：庁内資料 各年度4月分

④保育園児童数

保育園児童数は、平成 22 年度の 717 人から平成 26 年度の 813 人へと、96 人増加しています。

保育園児童数の推移



	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
保育園数	9	9	9	9	9	
定員数	710	745	745	740	755	
入園児童数	717	760	772	778	813	
定員に対する入園率	101.0	102.0	103.6	105.1	107.7	
	0歳児	27	31	34	35	37
	1歳児	122	103	125	126	128
	2歳児	136	160	141	148	162
	3歳児	166	163	177	153	167
	4歳児	147	160	146	170	151
	5歳児	119	143	149	146	168

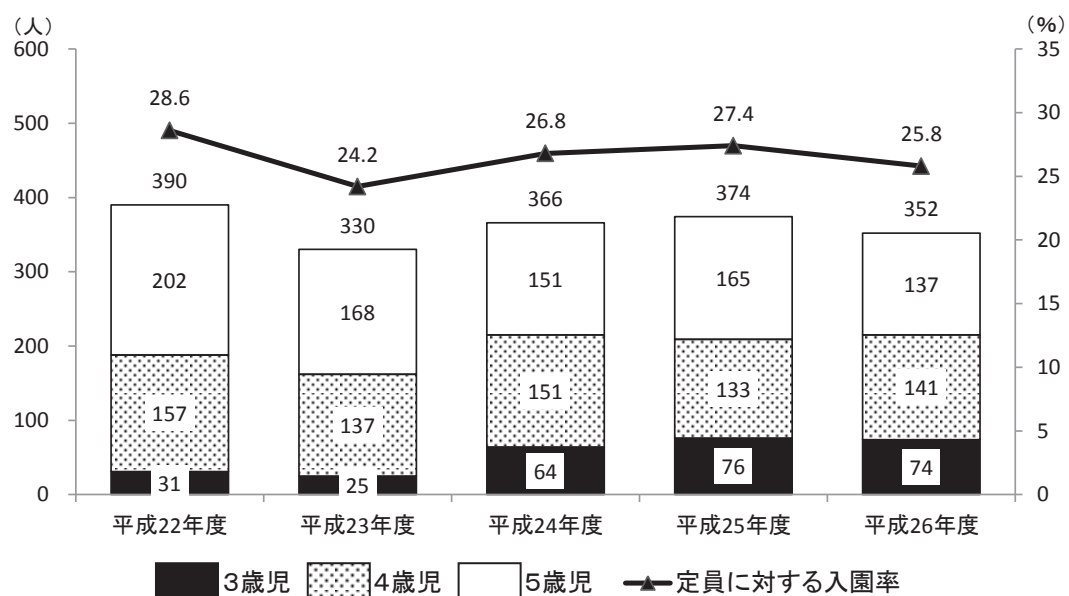
※単位：か所数・人・%

※資料：庁内資料 各年度 4 月 1 日現在

⑤ 幼稚園園児数

幼稚園園児数は、この5年間については、330人から390人の間で推移しています。

幼稚園園児数の推移



	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
幼稚園数	13	13	13	13	13	
定員数	1,365	1,365	1,365	1,365	1,365	
入園児童数	390	330	366	374	352	
定員に対する入園率	28.6	24.2	26.8	27.4	25.8	
	3歳児	31	25	64	76	74
	4歳児	157	137	151	133	141
	5歳児	202	168	151	165	137

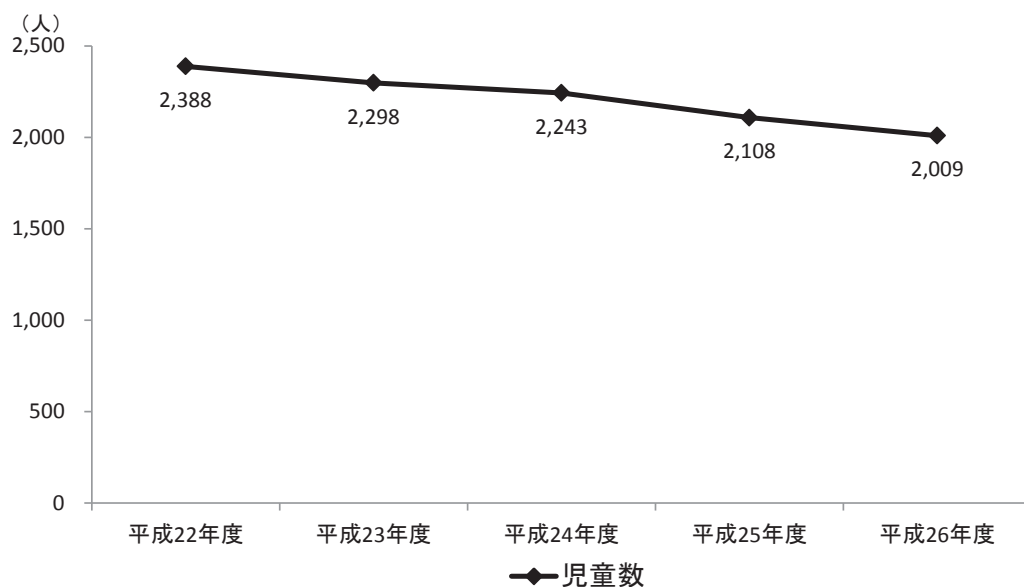
※単位：か所数・人・%

※資料：庁内資料 各年度5月1日現在

⑥小学校児童数

小学校児童数は、平成 22 年度の 2,388 人から平成 26 年度の 2,009 人へと減少傾向となっています。

小学校児童数の推移



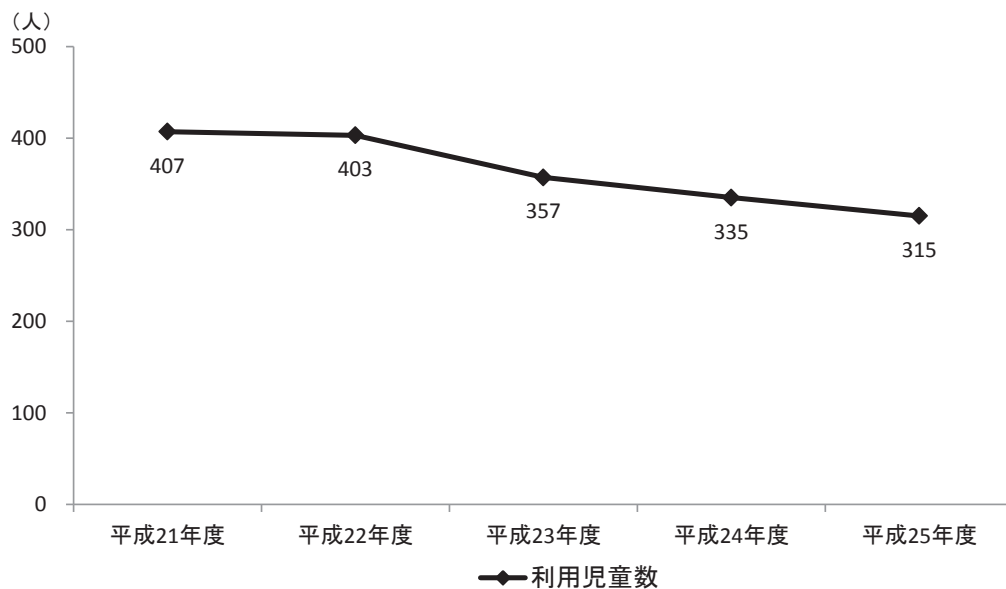
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学校数	13	13	13	13	13
教職員数	193	192	198	189	192
児童数	2,388	2,298	2,243	2,108	2,009
高屋小学校	247	250	244	243	221
大江小学校	123	129	129	115	116
稲倉小学校	140	128	125	112	109
県主小学校	88	71	73	70	61
木之子小学校	156	153	153	132	130
荏原小学校	151	136	130	117	115
西江原小学校	283	278	272	257	249
野上小学校	21	19	16	14	16
青野小学校	47	41	38	39	32
井原小学校	267	247	251	229	219
出部小学校	435	441	426	415	407
美星小学校	208	200	181	174	160
芳井小学校	222	205	205	191	174
教員 1 人当たりの児童数	12.4	12.0	11.3	11.2	10.5

※単位：か所数・人
 ※資料：庁内資料 各年度 5 月 1 日現在

⑦放課後児童クラブ

放課後児童クラブの利用児童数は、平成 21 年度の 407 人から平成 25 年度の 315 人へと減少傾向です。

放課後児童クラブの推移



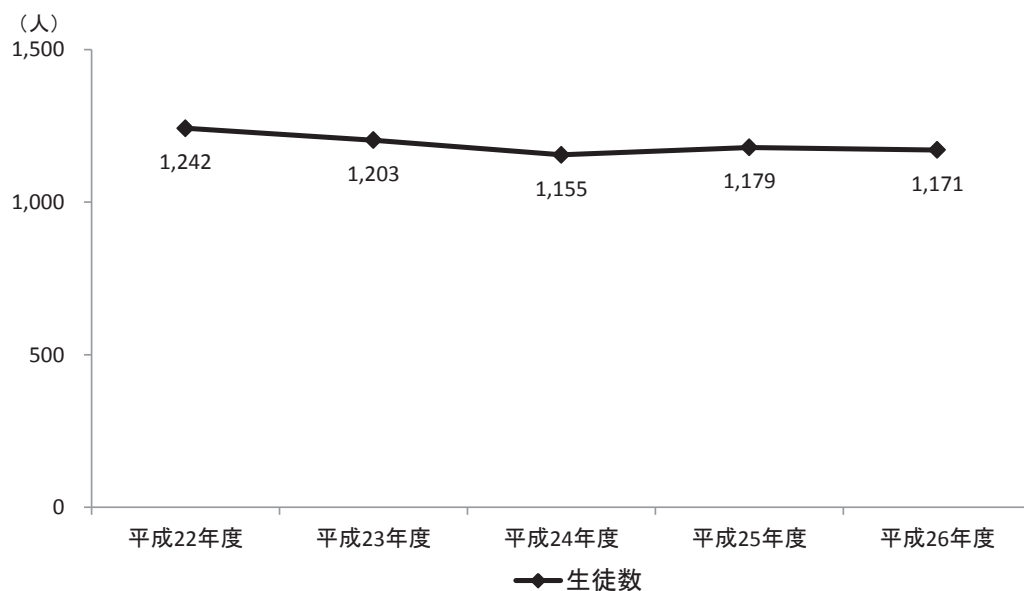
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
学級数 (クラブ数)	13	13	13	14	14
利用児童数 (人)	407	403	357	335	315
井原小学校仲よしクラブ	47	47	43	34	34
出部地区児童クラブ	56	58	53	41	45
四季が丘児童クラブ				23	12
高屋仲よしクラブ	33	34	29	22	24
青野学童保育	21	13	21	18	22
西江原キッズ	44	46	52	37	37
大江っ子児童クラブ	30	43	20	21	14
えばらっ子クラブ	26	32	17	17	17
きのこ元気クラブ	39	29	27	40	36
県主児童クラブ	25	24	22	21	16
稲倉にこにこクラブ	46	36	36	20	11
野上児童クラブ	15	11	9	10	10
芳井ふれあい児童クラブ	13	17	17	20	21
美星児童クラブ	12	13	11	11	16

※単位：か所数・人
 ※資料：庁内資料 各年度実績

⑧ 中学校生徒数

中学校生徒数は、平成 22 年度以降、1,155 人～1,242 人の間で推移しています。

中学校生徒数の推移



		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
中学校数		5	5	5	5	5
教職員数		99	104	103	104	104
生徒数		1,242	1,203	1,155	1,179	1,171
	高屋中学校	205	189	187	197	200
	木之子中学校	276	285	256	268	248
	井原中学校	504	481	482	493	502
	美星中学校	125	117	113	100	109
	芳井中学校	132	131	117	121	112
教員 1 人当たりの生徒数		12.5	11.6	11.2	11.3	11.3

※単位：か所数・人

※資料：庁内資料 各年度 5 月 1 日現在)

2-3 社会資源の状況

2-3-1 社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法に基づく社会福祉法人で、地域福祉活動の中核的役割を担っています。市民を会員とし、医療・保健・福祉の関係者や行政機関と連携して、「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる“ふれあい・たすけあい・ささえあい”のまちづくり」を目指し活動している民間の福祉団体です。

①地区社会福祉協議会の取組

地域の問題を解決しようとしても、公的サービスだけで全て解決できるわけではなく、一人ではできることも限られてきます。

そのため、地域の住民同士が、自分たちの住んでいる地域の生活・福祉課題や困りごとを自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携・協働しながら解決に向けて協議し、「誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくり」を目指す地元住民主体の活動組織団体である地区社会福祉協議会が市内全域で活動しています。

地区社会福祉協議会では、それぞれの地域の実情に合わせた様々な活動を行い、福祉力の向上を目指しています。

事業名	主な内容及び対象者
給食サービス	高齢者世帯等への給食サービス等
友愛訪問	寝たきり、一人暮らし高齢者世帯等
児童福祉	地区の高齢者と児童との交流会等
広報活動	広報誌発行
ご近所福祉ネットワーク活動	見守り活動、はーとふるカプセル配布
健康づくり	健康づくり講座、健康づくり研修会等
生きがい対策	ふれあい・いきいきサロン活動への助成
青少年健全育成	地域内補導活動、危険箇所点検、看板制作・補修等

②はーとふるカプセルの配布

「はーとふるカプセル」は、自宅で救急車を必要とする事態に備え、筒状の容器の中に、緊急連絡先、かかりつけ医及び服用している薬等の情報を記入した緊急医療情報カードを入れ、見つけやすいように冷蔵庫内に保管しておくものです。

社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会を通じて、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・同居の要介護者のうち必要と判断される人に配布しています。

③ご近所福祉ネットワーク

各地区社会福祉協議会を中心に「ご近所福祉ネットワーク活動」を実施しています。多くの市民と行政・社会福祉協議会・専門職等が協働して進める、身近な地域での見守りや困りごとの早期発見の仕組みづくりを推進しています。

個人の見守りを重要視し、福祉委員等が気になる人へのごく自然な見守り・声かけ活動を行っています。また、「ふれあい・いきいきサロン」のつながりを生かし、気心の知れた仲間同士での見守り・訪問活動を行っています。

④ふれあい福祉相談センター

一人一人のしあわせを願い、日常生活上のいろいろな相談を受け付けています。相談内容は、ふれあい福祉相談、法律相談、療育相談、介護相談、結婚相談、行政相談、なやみごと相談、消費生活相談となっています。



⑤ふれあい・いきいきサロン

地域の中で一人暮らしや閉じこもりがちの人などが、孤立しないように、近所の人が集まり、楽しいひとりが過ごせるように「ふれあい・いきいきサロン」を行っています。

地域名	地区名	か所数	サロン名	
井原	井原	9	サロンあすは	切憊友サロン
			向町いきいきサロン	さくら橋サロン
			なつめサロン	遊友サロン下町
			猪清スミレクラブ	わらびの会
			やまびこの会	
	出部	6	出部福寿サロン	出部中部サロン「仲よし会」
			大橋三世代交流サロン	家後屋「さくらんぼの会」
			七日市ふれあい交流会	川附ふれあいの会
	高屋	4	サロン鶴亀	西光クラブ
			花みずき	なでしこクラブ
	大江	9	馬引ふれあいサロン	大江いきいきふれあいサロン
			郷の前・山田ふれあいサロン	小山ふれあいサロン
			宮地・崎山ふれあいサロン	折口サロン・となりぐみ
			中講ふれあいサロン	はるかふれあいサロン
			青木講ふれあいサロン	
	稲倉	6	岩倉いきいきサロン	M. G. Gサロン
			見詰ふれあいサロン	ゆうゆうサロン大西
			生き生きサロン片山	なごやかサロン馬場迫
	県主	10	ひまわりの会	2部コスモスの会
			むつみ会	たんぼぼの会
			すみれ会	3部気楽会
			七五三会（なごみかい）	しんぼく会
			ニコニコ会	みのり会
	木之子	9	ふれあいサロン「ももの会」	やまびこサロン
高月どんぐりの会			まんまるサロン	
笹の葉サロン			こだまの郷サロン	
八の会			森の会	
空の会				
荏原	5	ほほえみサロン	早雲会	
		ぼちぼちサロン	親和会	
		笑和会		
西江原	4	ふれあいサロン葵	ふれあいサロン「さわやか会」	
		おしゃべりサロン「甲山」	サロン道祖溪	
青野	8	築井ふれあいサロン	北山ひまわり会	
		サロン楽天	菜の花会	
		いきいきサロン中尾たんぼぼの会	水仙の会	
		ゆうゆう稗原	いきいきサロンさくらの園	
野上	6	浪形サロン	サロンひばり	
		福良いきいき青空サロン会	柏木精倫サロン	
		大谷サロン	皆おいでよ森井サロン	

地域名	地区名	か所数	サロン名	
芳井	芳井	9	梶江いきいきサロン	すぎなの会
			築瀬タンポポ会	折鶴の会
			篠原矢谷たのしみ会	いきいき歌声サロン
			峠村新田ゆりの会	(リハビリ教室)なかまの会
			いこいの会	
	明治	5	花滝ばらの会	池井さるびや会
			種コスモス会	のぎくの会
			百合の会	
	共和	3	さつき会	かじか
			ともしび会	
	三原	3	出谷うめの会	上市つくしの会
			村入むつみ会	
美星	美山	7	たのしみ会	三山第三ふれあいサロン会
			下田屋サロン	大倉サロン老止会(おとめかい)
			いきいきサロン虹	川西サロン
			三山第2気楽会	
	宇戸	5	こしてふれあいサロン	上高末あすなる会
			お達者会	わかば会
			宇戸谷下シルバーふれあい講座	
	明治	3	絵具那若返り会	水名おたっしや教室
			六部落ニコニコふれあいサロン	
	黒忠	6	加谷老人クラブ	向組いきいきサロン
			八日市福寿会	宗安ふれあいサロン
			本村前サロン	城平老人サロン
	塚	9	黒木元気サロン	松目、本谷、金野健康ふれあいサロン
			志村いきいきサロン	西星田長寿会サロン
			畑ヶふれあいサロン会	木野山福祉会
熊石いきいきサロン			あじさいサロン	
榎木老春サロン				
合計		126		

※平成 26 年度申請書による

⑥ボランティアセンター

ボランティア活動を広げていくために多くの人々にボランティアに関する情報や学習の場を提供するとともに、ボランティア活動に関わる人を支え、ともに歩んでいける拠点としてボランティアセンターを運営しています。

ボランティアセンター活動状況

井原市社会福祉協議会ボランティアセンターには、団体と個人の登録があり、それぞれの活動に取り組み、自分たちの地域社会や生活を心豊かに誰もが住みやすいまちにするために活動しています。

地域	名称	種別
井原	井原鍼灸マッサージ師会	技術
	井原ローターアクトクラブ	声の広報作成
	井原美容師組合	技術
	いばらヘルスポランティアあいの会	労力
	LLC (井原中学校家庭教育学級OG会)	労力
	井原手話サークル	手話通訳
	朗読録音グループわかくさ	朗読、録音
	岡山県建設労働組合井原支部	住宅の直し
	栄養ボランティアいばら	調理等の栄養管理
	井原要約筆記クラブ	要約筆記
	高屋給食ボランティア	運転・外出援助・食事サービス
	めだかの集い	労力
	早雲の里交流センター管理運営ボランティアグループ	交流センターの管理運営
	井原ライトクラブ	点訳・点字
	くすのき会	地域活性化
	ひざかけキルトの会井原	ひざかけキルト寄付
	とまとさん家ボランティア	地域活性化
	井原語りの会 わわわ	上演
	井原市登録奉仕員の会	手話、点訳、要約筆記
	DASH ひまわり	市民病院内ボランティア
	ザ・MOMO	労力
	Tamachan's	上演
	いばら子どもサロンボランティアグループ	子育て支援
	竹井社中	上演
	とんとん隊	トントン!と〜とバッグ 労力
	スポーツ吹矢井原	スポーツ吹矢の啓発の普及
	シニアネット井原	労力
	ファイ・フラ・オ・ナニプア	上演
	更生保護にこにこ会	労力
	五味会	地域活性化
ゆずりは学級ボランティア部	子育て支援	
おやじネットワーク	地域の協力、施設での労力	
芳井	バラの会	地域の協力、施設での労力
	さくらの会	なかまの会の昼食作り、施設での労力
	なの花会	地域の協力、施設での労力
	すみれの会	地域の協力、施設での労力
	東吉井たんぼぼ会	地域の協力、施設での労力
	みのり会	地域の協力、施設での労力
	やまびこ	地域の協力、施設での労力
	岩崎おもちゃ病院	修理
	コスモス会	地域の協力、施設での労力
美星	美星町ボランティアグループひまわり会	労力(福祉施設)
	出前チーム	弁当配達
	コール美星	上演
	民族交流サークル どんどこどん	上演
	給食サービス すまいる	弁当作り
	語りの会 こすもす	上演
朗読ボランティア サークルあい	朗読	

2-3-2 地区まちづくり協議会

小学校区単位で、地域課題の解決やより良い住民生活の実現のために、住民が主役となった「地区まちづくり協議会」等が設立されています。

地区名	名称
井原	井原町まちづくりの会
出部	いずえ地区まちおこし協議会
高屋	高屋まちづくり推進協議会
大江	大江まちづくり協議会
稲倉	いきいき稲倉まちづくり協議会
木之子	木之子地区振興協議会
県主	県の里まちづくり推進協議会
荏原	荏原地区まちづくり協議会
野上	野上地区まちづくり協議会
青野	青野地区まちづくり協議会
西江原	西江原地区まちづくり協議会
芳井	芳井町まちづくり協議会

2-3-3 民生委員児童委員・主任児童委員

平成26年4月1日現在、本市では、民生委員児童委員が119人、主任児童委員が26人となっています。

民生委員児童委員は、友愛訪問や安否確認等の活動を通じて、地域住民の身近な相談・支援者として生活実態やニーズの把握を行っています。主任児童委員は地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行います。

	民生委員 児童委員	主任児童委員
井原	13	2
出部	11	3
高屋	10	2
大江	4	2
稲倉	4	2
木之子	6	2
県主	4	2
荏原	6	2
野上	4	1
青野	4	2
西江原	9	2
芳井	23	2
美星	21	2
合計	119	26

※単位：人
※資料：庁内資料

2-3-4 愛育委員、栄養委員

平成26年4月1日現在、本市では、愛育委員が407人、栄養委員が80人となっています。

愛育委員は、母子保健を中心として乳幼児から高齢者まで、生涯にわたる健康づくりの推進に努めるとともに、介護が必要とならないよう介護予防にも取り組んでいます。

栄養委員は、栄養及び食品に対する正しい理解と知識の普及を図るとともに、地域の食文化を大切に、子どもから高齢者まで、各年代に応じた食育活動を推進しています。

地区名	愛育委員	栄養委員
井原	42	4
出部	50	4
高屋	35	4
大江	20	4
稲倉	20	4
県主	15	4
木之子	27	4
西江原	47	4
野上	13	4
青野	17	4
芳井	63	18
美星	58	22
合計	407	80

※単位：人

※資料：庁内資料

2-3-5 福祉サービス提供施設

市内の各施設では、それぞれの施設特性を生かし、地域住民を巻き込んだふれあい祭り等を開催しています。施設には、それらを通して認知症や障害者等への正しい理解の普及啓発の役割も期待されます。また、これらの拠点を有する施設は、災害時等においては対象者の避難所としての機能も期待されます。

区分	サービス種別	か所数
高齢者関係施設	特別養護老人ホーム	5
	地域密着型特別養護老人ホーム	2
	養護老人ホーム	1
	グループホーム	9
	ケアハウス	2
	有料老人ホーム	5
	デイサービスセンター	14
	認知症対応型デイサービスセンター	3
	ショートステイ（短期入所）	7
	小規模多機能型居宅介護	5
障害者（児）関係施設	地域活動支援センターⅡ型	2
	就労継続支援B型	3
	生活介護（デイサービス）	1
	障害児通所支援	2
児童関係施設	保育園	9
	児童会館	4

※資料：庁内資料

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 計画の基本理念

本市では、「井原市第6次総合計画後期基本計画」において、保健・医療・福祉に関する基本目標を「いつまでも健康で はつらつと生きるまち」と定め、全市的な福祉施策を進めるとともに、「井原市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「井原市障害者福祉計画・障害福祉計画」「井原市次世代育成支援対策行動計画」「健康いばら 21」などの個別計画を通じて、施策の展開を進めてきました。

全ての市民がいきいきと輝き、将来も井原に住み続けることができる魅力あるまちづくりを進めるため、「井原市第6次総合計画後期基本計画」における福祉分野の達成方針である「地域で支え合うあたたかいまちづくり」をうけ、

「地域で支え合う あたたかいまち 井原」

を本計画の基本理念とします。

3-2 計画の基本目標

本計画の基本目標として、次の3つを設定します。

地域でふれあい支え合う 「ひとづくり」

住み慣れた地域で、全ての市民が安心して生活できるよう、隣近所で支え合い助け合うことで、困った時に助けを求めることができる地域（場・人）づくりを進めます。一人一人の市民が、地域の福祉課題を自分のこととしてとらえることができるよう、ボランティア意識を高める学習の場の提供を行い、福祉の担い手づくりを進めます。

利用しやすい福祉サービスの 「仕組みづくり」

福祉サービスの質的向上を進め、社会福祉協議会との連携を深め、市民に対してわかりやすく利用しやすいサービス提供体制を構築します。

安全・安心な生活を送ることができる 「環境づくり」

市民主体の見守り・支え合い活動を進めるとともに、関係機関と連携し緊急時に対応できる体制づくりを進めます。

また、市民が気軽に外出できるよう、地域で利用可能な交通（移手段）が確保されたバリアフリーのまちづくりを進めます。

3-3 計画の体系

基本理念

地域で支え合う あたたかいまち 井原

基本目標 1 地域でふれあい支え合う「ひとづくり」

- 1-1 地域福祉に関する啓発活動の推進
- 1-2 地域福祉を支える人材づくり
- 1-3 市民主体の地域福祉活動(関係団体の連携強化)

基本目標 2 利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」

- 2-1 サービス利用を促進するための仕組みづくり
- 2-2 情報提供の充実
- 2-3 相談体制の整備
- 2-4 地域住民の活動拠点の整備
- 2-5 権利擁護の仕組みづくり
- 2-6 生活困窮者の自立支援

基本目標 3 安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」

- 3-1 地域の見守り体制の強化
- 3-2 地域ぐるみの防災・防犯体制の強化
- 3-3 気軽に外出できるまちづくり
- 3-4 ユニバーサルデザインのまちづくり

第4章 基本目標ごとの取組(井原市地域福祉活動計画)

4-1 基本目標1 地域でふれあい支え合う「ひとづくり」

4-1-1 地域福祉に関する啓発活動の推進

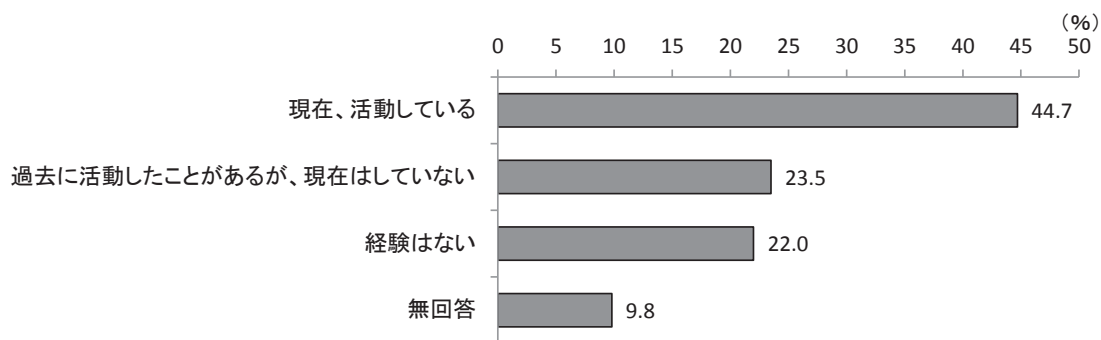
現状と課題

本市では、社会福祉協議会や関係機関との連携のもと、福祉意識啓発活動や社会福祉教育支援事業など、学校教育や生涯学習・各種のイベントを通じて地域福祉に関する啓発活動を進めてきました。

社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果では、ボランティア活動経験について、「現在、活動している」と回答した割合が44.7%と最も高く、市民の中でボランティアが根付いていることがうかがえます。

引き続き、高齢者や障害者・子育て世帯など、様々な立場に置かれている人についての理解を深めるとともに、各種の機会を通じて地域福祉に関する啓発活動を進める必要があります。

ボランティア活動経験



■ サンプル数1454

資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動やボランティア活動に関心を持ちます。 ●地域の組織に加入し、市民同士の交流を深め、行事や活動へ積極的に参加します。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉について話し合う機会を作ります。 ●自治会をはじめとする地域活動の実施団体は、誰もが福祉活動に参加しやすい工夫をします。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●「社協だよりふれまち」を発行します。 ●地区社会福祉協議会長、地区民生委員児童委員代表で組織する「ふれあいのまちづくり事業推進委員会」を定期的を開催し、地区間の情報提供や相互協力など、地域福祉の推進母体である地区社会福祉協議会の活性化を図ります。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●市民協働のあり方や方向性を示す「いばら市民協働の基本指針」の周知を図ります。 ●市民への「協働のまちづくり」に対する意識の醸成を図ります。 ●学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉教育や福祉に関する啓発を行います。 ●中・高校生が、将来、親となった時に安心して子育てができるよう、子育てについて考え知識を養うことのできる場を提供します。 ●現在、実施している出前講座を充実させ、地域福祉に関する啓発を行います。

4-1-2 地域福祉を支える人材づくり

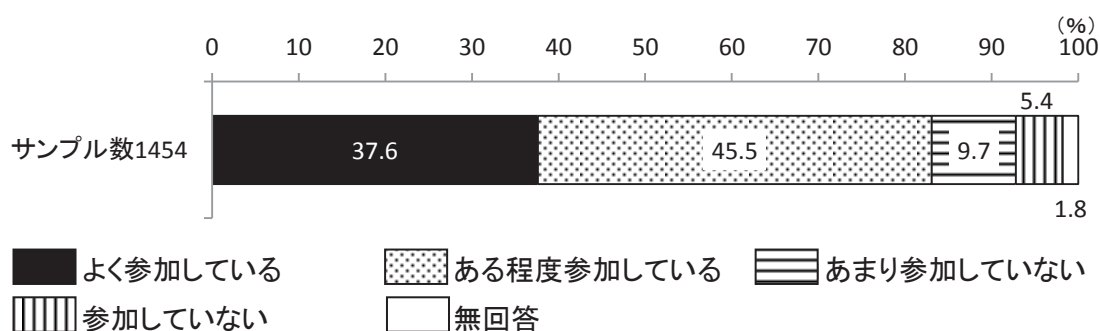
現状と課題

本市においては、人口減少と高齢化が進行し、特に北部では集落規模の縮小が目立ち、小規模・高齢化集落が多数点在しています。これらの地域では、道路や水路の清掃、防犯・防火活動、冠婚葬祭の相互扶助、文化や技能の伝承など、共同体としての集落機能が低下しています。

社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果では、地域行事等への参加について、「よく参加している」または「ある程度参加している」と回答した割合が8割以上と高くなっています。

今後も、市民が協力して支え合える地域づくりを進めるため、ボランティア養成講座などを通じた人材育成を行っていくことが重要です。

地域行事等への参加



資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●市や社会福祉協議会などが開催する地域活動に積極的に参加します。 ●核家族化が進行する中、世代を超えた家族の連携、つながりを再認識し深めていきます。 ●一人一人が自分でできることを考え、地域住民との助け合い、ボランティア活動などを通じ、地域づくりを目指します。

取組主体	取組の例
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の情報を発信し、地域住民の仲間意識とまちおこし意識の高揚を図るため広報活動による地域一体化を進めます。 ●視察研修などを通して、地域の特性を生かした魅力ある、住み良い、まちづくりを推進します。 ●主体的に行動する人々が多く育つことを目的とした人材育成事業を進めます。 ●地域のなかで、福祉に関する勉強会を開催します。 ●核家族化とともに、一人暮らし世帯も増加していることから、地域での見守り・連携体制を構築します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の支援を必要とする人を見つけるとともに地域福祉活動の担い手の養成を行い、活動できる環境を整備します。 ●福祉研修会を実施します。 ●定年退職した人の知識や経験を地域福祉活動に生かせるよう支援に努めます。 ●市内の小・中学校と高等学校をボランティア協力校に指定し、育成及び活動を支援します。 ●夏のボランティア体験事業等、中学生・高校生のボランティア学習の場を提供し、青少年のボランティア意識の高揚を図ります。 ●ボランティアセンターとして、多くの人々にボランティアに関する情報や学習の場を提供するとともに、ボランティア活動に関わる人を支え、ともに歩いていく拠点としての役割を果たします。



取組主体	取組の例
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育・社会教育など、あらゆる機会を通じて福祉教育や福祉に関する啓発を行います。 ●行政の各分野で提供できるメニューの中から、市民からの依頼によって小単位の集会などに市職員が出向いて行う「いきいきいばら出前講座」を継続します。 ●自殺予防のために、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人を育てるため「ゲートキーパー養成講座」を開催します。 ●障害のある人の自立と社会参加の促進を目的に、奉仕員養成講座（手話、点訳、要約筆記等）を、社会福祉協議会への委託により実施します。 ●地域リーダーに必要な会議進行の技術や問題解決の手法、まちづくりの実践的知識を身に付けてもらうための講座や先進地視察研修などを通じて福祉を担うリーダーの養成を行います。 ●誰もが認知症について正しい知識を持ち、地域において認知症の人やその家族を支援するためのサポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を社会福祉協議会等とともに開催します。

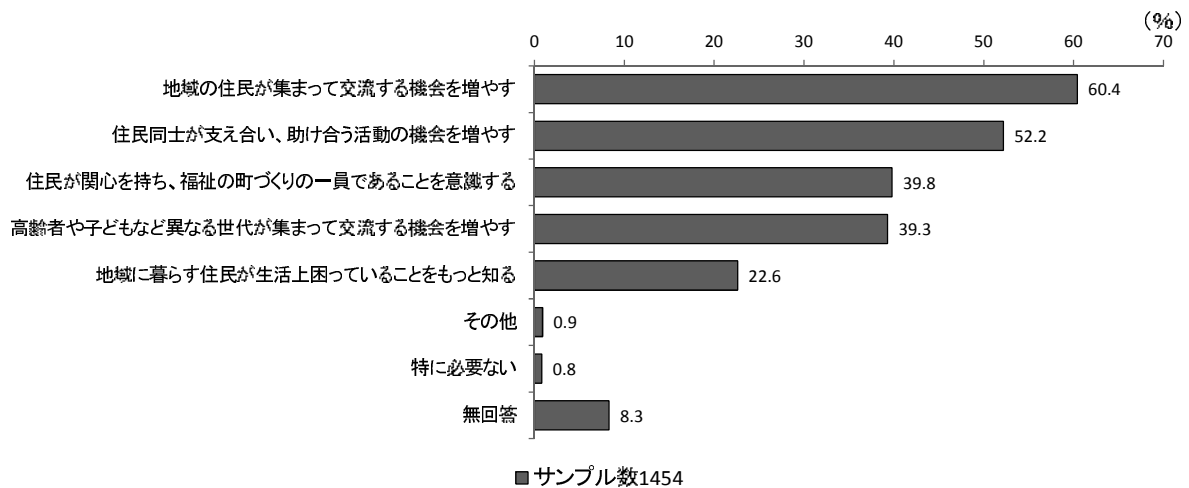


4-1-3 市民主体の地域福祉活動（関係団体の連携強化）

現状と課題

社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果では、地域の福祉をより充実させるために必要だと思うことについて、「地域の住民が集まって交流する機会を増やす」と回答した割合が60.4%と最も高く、次いで「住民同士が支え合い、助け合う活動の機会を増やす」の順となっています。

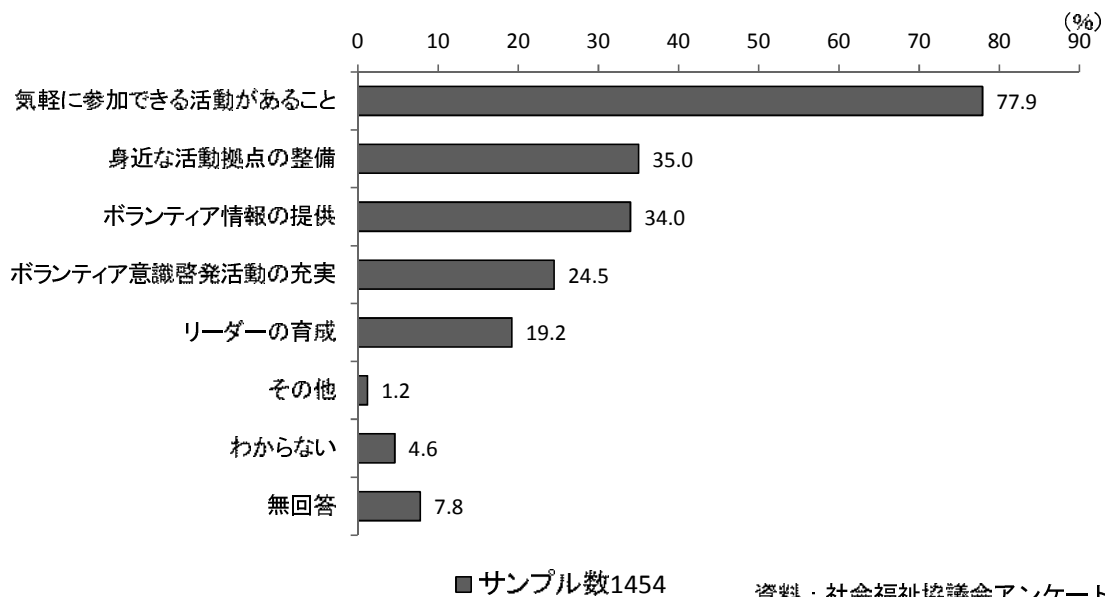
地域の福祉をより充実させるために必要だと思うこと



資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

また、ボランティア活動を盛んにするために大切なことについて、「気軽に参加できる活動があること」、「身近な活動拠点の整備」、「ボランティア情報の提供」の順となっています。

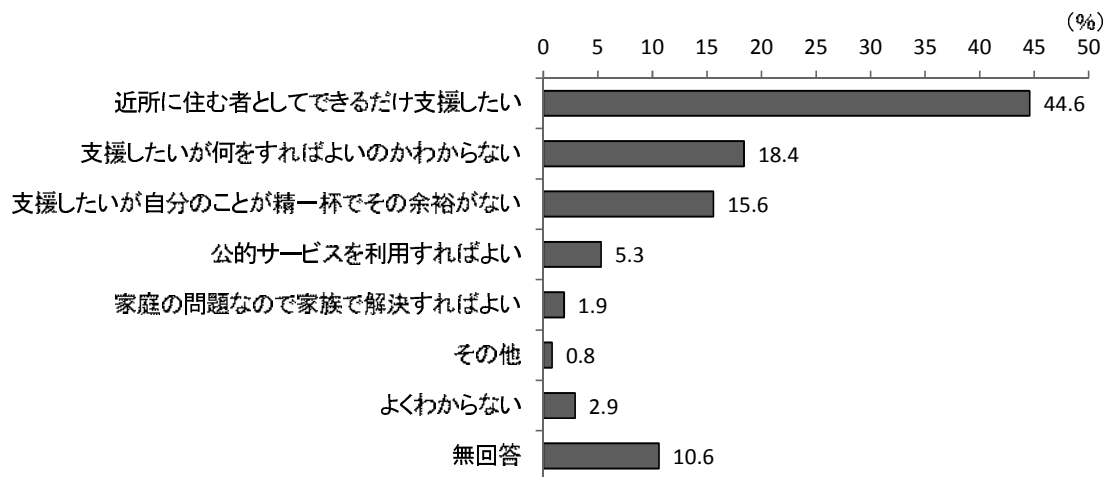
ボランティア活動を盛んにするために大切なこと



資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

困っている家庭があったときの対応について、「近所に住む者としてできるだけ支援したい」と回答した割合が44.6%と最も高く、また、困っている家庭に対してあなたの地域で支援できると思う活動について、「近所とのつきあいが少ない人への見守り、声かけ、話し相手など」と回答した割合が42.7%と最も高くなっています。

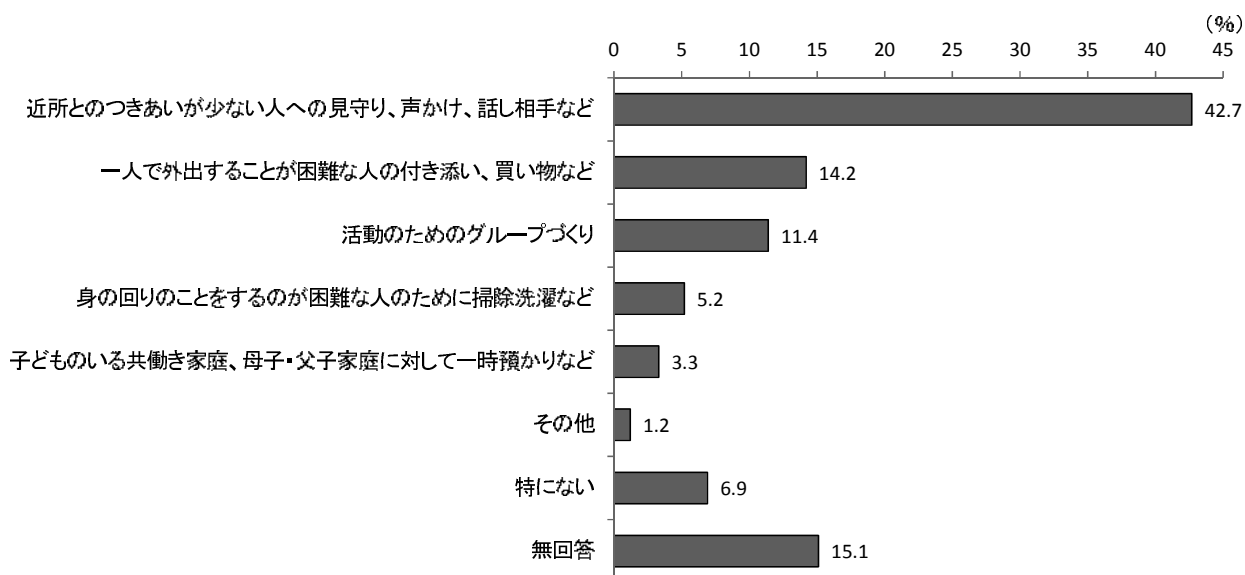
困っている家庭があったときの対応



■ サンプル数1454

資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

困っている家庭に対してあなたの地域で支援できると思う活動



■ サンプル数1454

資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

まちづくり協議会が行ったアンケート調査結果では、これからのまちづくり・地域づくりは、どのような形で進めるべきと思うかについて「地域でできることは地域の住民（市民）が主導して進め、行政がそれを補助する」と回答した割合が最も高く、その自由意見では「市営住宅に入った人に、地域行事に参加してもらえようような対策が必要」などの意見があがっています。

今後は、参加しやすいボランティア活動についての情報発信を積極的に行うことで、それら活動を支援するとともに、関係団体の連携強化に向けた交流機会の増加に努めることが必要です。

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の行事や地域活動に積極的に参加します。 ●地域の行事や地域活動に際して、隣近所で声かけします。 ●自分が得意とする分野などを生かし、ボランティア活動へ積極的に参加するよう努めます。また、そのための情報収集にも努めます。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●住民で整備した活動の場を活用して、世代を超えた交流、取組による一体感の醸成と笑顔で健康なまちへの意識を共有します。 ●三世交流活動等により、心と体の健康づくりを目指す「『健康寿命日本一推進』事業」に積極的に参加します。 ●中高年齢者が主体となって活動し、生きがいを楽しめる地域づくりへ発展させる「高齢者元気アップ事業」に参加します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●市民や地域活動団体と協力して、福祉に関するイベントを開催します。 ●地域福祉関係者が一堂に会して、社会福祉の向上に尽くされた人々に感謝の意を表し、「ふれあい・たすけあい・ささえあい」のまちづくりの実現に向けた「社会福祉大会」を開催します。 ●高齢者や障害がある人とのふれあい交流活動やボランティア体験活動を実施します。 ●市民が気軽に交流や仲間づくりのできる場づくりを行います。 ●ボランティアセンターとして、ボランティアグループの活動費助成事業を行うとともに、会場の提供や活動資材の貸出など、ボランティア活動を支援していきます。

取組主体	取組の例
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体による公益事業を財政面から支援する「協働のまちづくり事業補助金」を交付します。 ●市民活動団体による地域活性化を目的とするイベントを支援する「地域活性化イベント補助金」を交付します。 ●市民の誰もが気軽に集まることができる機会の充実を図ります。 ●文化・スポーツ及び生涯学習の普及・振興を図るため、仕事や趣味で様々な知識や技能・特技・経験を身につけた人を指導者として登録し、紹介・斡旋を行う「井原市ふるさと人材バンク」の活用を進めます。



4-2 基本目標2 利用しやすい福祉サービスの「仕組みづくり」

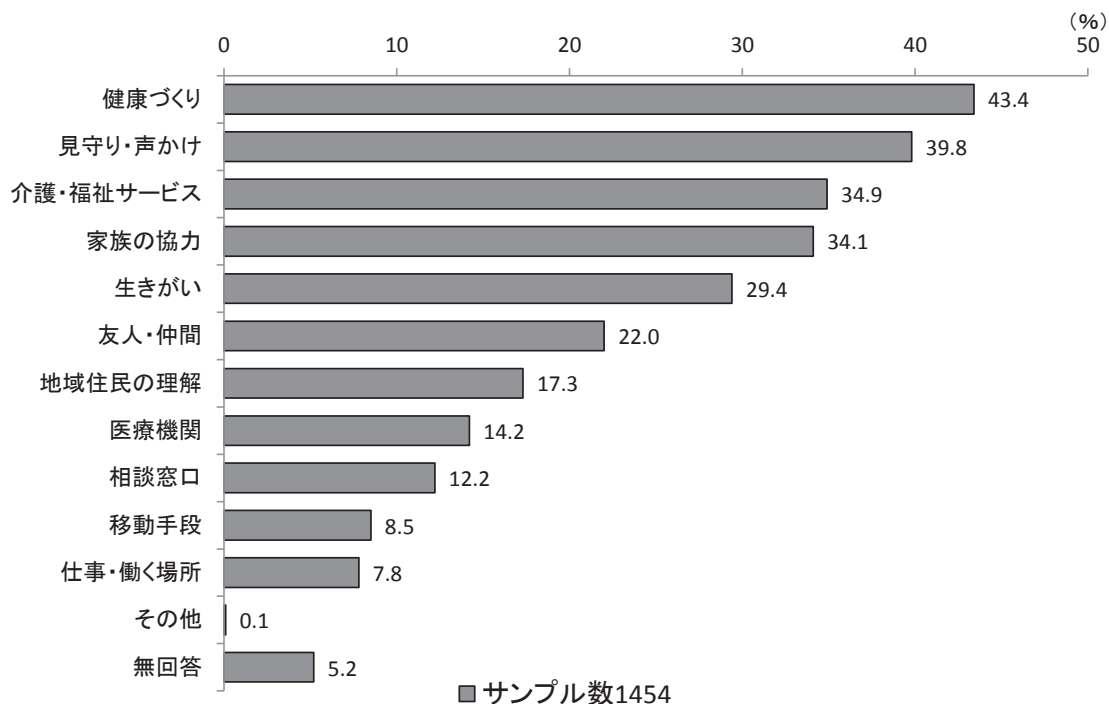
4-2-1 サービス利用を促進するための仕組みづくり

現状と課題

社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果では、高齢者や障害者が地域で生活するうえで大切だと思うことについて、「健康づくり」「見守り・声かけ」「介護・福祉サービス」「家族の協力」と回答した割合が高くなっています。子育てがしやすい地域づくりのために大切だと思うことについて、「遊び場の確保」と回答した割合が36.5%と最も高く、4人に1人程度が「保育所の充実」「企業や職場の理解と支援」「緊急時の託児」「放課後支援」と回答しています。

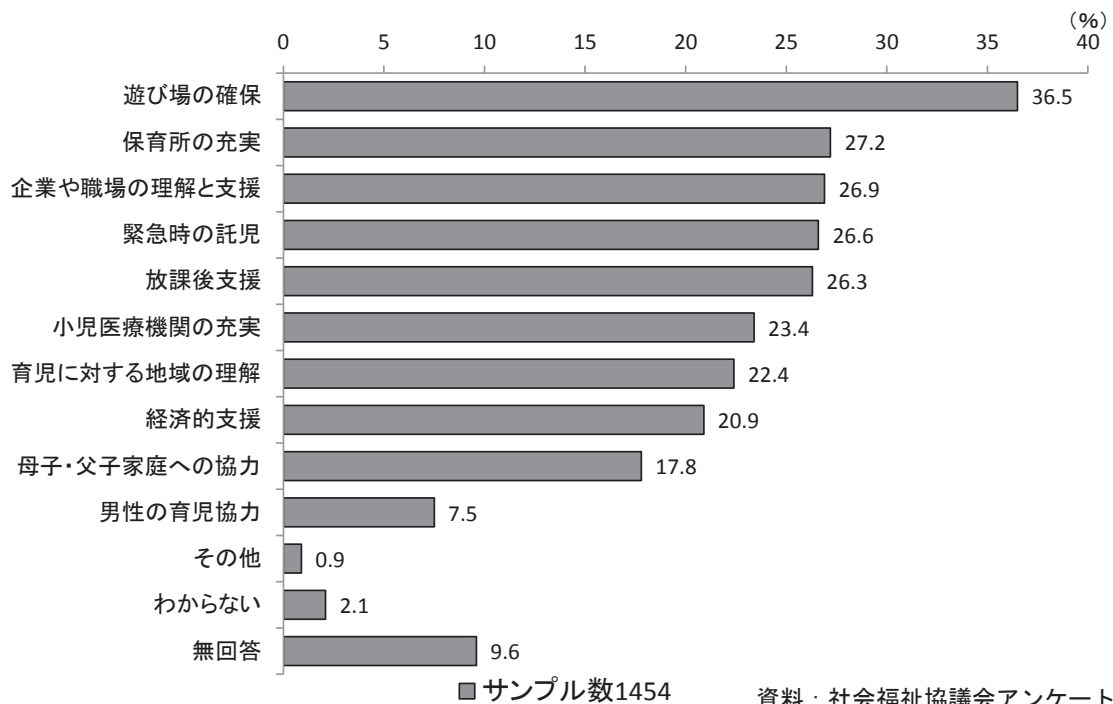
市では、児童やひとり親家庭・低所得者・障害者等の社会的・経済的に弱い立場にある人たちが安心して暮らせるような福祉施策、いばらサンサン交流館等の施設整備、在宅福祉サービスの推進、保健サービス、生きがい対策等の高齢者対策を進めてきましたが、引き続き、それらの取組を継続することが求められます。

高齢者や障害者が地域で生活するうえで大切だと思うこと



資料：社会福祉協議会アンケート調査速報

子育てがしやすい地域づくりのために大切だと思うこと



今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から、子育てを援助してもらえる親族や知人との協力関係を築きます。 ●地区社会福祉協議会の存在や活動を理解し、積極的に参画します。 ●福祉サービスや保健・医療・福祉に関する制度への正しい理解を深めます。 ●身近に支援を必要とする人がいる場合には、民生委員児童委員や行政などにつなげ、適切なサービス利用につなげます。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●活動を通じて得られた事例などの情報を共有する話し合いの機会を設けます。 ●地域における一人暮らし高齢者等に対し給食サービスの提供や食事会を実施します。

取組主体	取組の例
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●世帯の生活の安定・向上を図ることを目的に、要件に該当する人を対象に必要な資金を貸し付ける「生活福祉資金の貸付」を行います。 ●在宅福祉の増進を図るため、日常生活用具を貸し出します。 ●やすらぎセンターの運営、ホームヘルプサービス、日常生活用具の貸出、要介護認定訪問調査、日常生活自立支援事業など高齢者・障害者福祉活動を実施します。 ●井原あゆみ園において、発達に支援が必要な就学前の子どもに対して、一人一人の成長段階や特性に合わせ、専門的療育を行います。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者福祉計画・障害福祉計画」「子ども・子育て支援事業計画」「健康いばら21」などの個別計画を着実に推進します。 ●各分野別に福祉制度や仕組みを紹介した「福祉のしおり」を定期的に更新し、全世帯に配布し啓発に努めます。 ●子育て世代から必要とされている保育サービスを常に把握し、関係機関と連携しながら、保育サービスの充実を図ります。 ●高齢になっても住み慣れた場所でいきいきと暮らし続けることができる「地域包括ケア体制」を構築します。 ●障害がある人も、可能な限りいつまでも地域で暮らせるよう各種施策の充実を図ります。

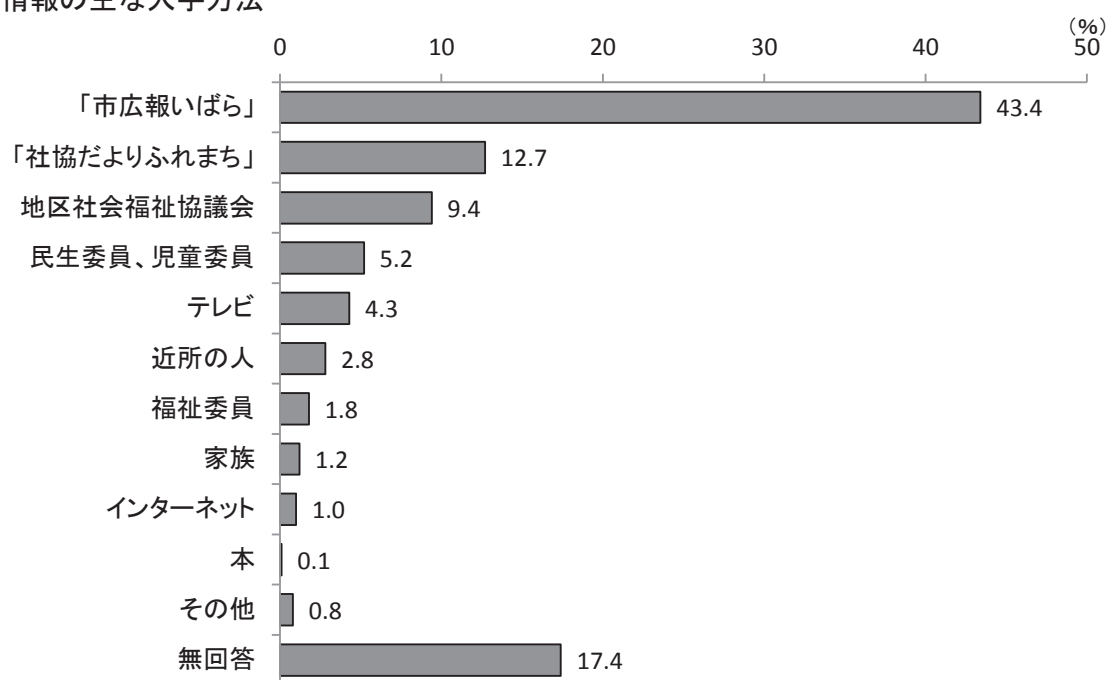
4-2-2 情報提供の充実

現状と課題

社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果では、福祉情報の主な入手方法について、「市広報いばら」と回答した割合が43.4%と最も高く、次いで「社協だよりふれまち」、「地区社会福祉協議会」の順となっています。

市や社会福祉協議会では、「福祉のしおり」やホームページ、「市広報いばら」や「社協だよりふれまち」などを通じて福祉に関する情報提供を行ってききましたが、引き続き、高齢者をはじめ、誰にとってもわかりやすく使いやすい情報提供を行うことが求められます。

福祉情報の主な入手方法



■ サンプル数1454

資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●市や社会福祉協議会などが発行する広報誌やホームページの閲覧などを積極的に行います。 ●市民一人一人が、互いの情報交換に努めます。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●地区社協だよりの活用や地域の集まりの場を通じ、福祉サービスに関する情報などを提供します。 ●福祉委員等により福祉サービスの情報を積極的に発信します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌やホームページなどを通じて、社会福祉協議会が実施する活動のPRを行います。 ●広報誌の充実を図るとともに、情報の受け手に応じたわかりやすい情報提供に努めます。 ●福祉委員等の日頃の見守り活動において情報提供を行います。 ●ボランティアセンターとして、ボランティアに関する情報提供や、関係機関・福祉施設・地域福祉活動に関する情報提供を行います。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児の親子を対象に気軽に参加できる「つどいの広場」を提供します。 ●子ども向け情報誌「でんしょばと」を発行します。 ●幼児教育学級や家庭教育学級・子育て講座など様々な機会を活用した学習や家庭教育に関する情報提供に努めます。 ●情報の受け手に応じたわかりやすい情報提供に努めます。 ●声の広報や点字による広報「市広報いばら」など、障害がある人への情報提供に努めます。

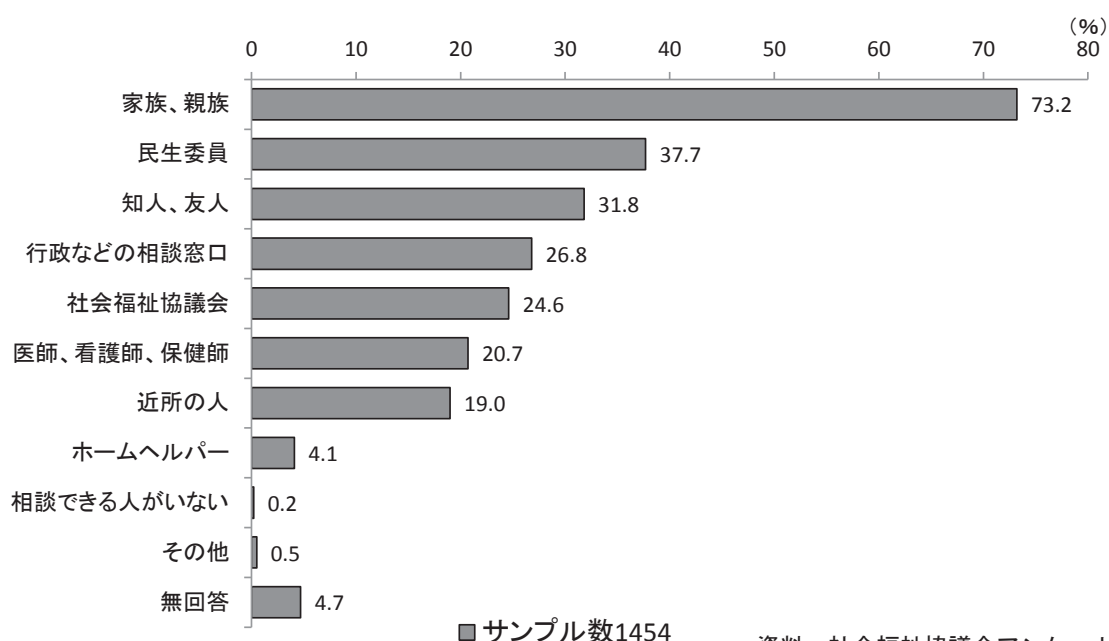
4-2-3 相談体制の整備

現状と課題

社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果では、福祉サービスが必要になったときに相談したい相手について、「家族、親族」「民生委員」と回答した割合が高く、「行政などの相談窓口」「社会福祉協議会」と回答した割合は4人に1人程度となっています。

市や社会福祉協議会では、健康相談・障害者に対する各種相談などを実施してきましたが、今後も関係機関と連携し、身近な相談体制の整備を進める必要があります。

福祉サービスが必要になったときに相談したい相手



資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から、各種の相談窓口に関する情報を把握します。 ●悩みや不安を抱え込まず、近くの相談窓口を積極的に活用します。 ●隣近所の人との交流に心がけ、悩みや不安を相談できる人間関係を構築します。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●困っているケースなどについて、自治会や地域の集まりで定期的に話し合う機会を設けます。

取組主体	取組の例
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページなどを通じて相談窓口の周知を図ります。 ● 市民が利用しやすい相談体制の充実に努めます。 ● 地区担当のコミュニティソーシャルワーカーの活動や福祉委員等の見守り活動を行うことで、早期発見と対応を図ります。 ● ふれあい福祉相談、法律相談、療育相談、介護相談などを実施します。 ● ボランティアセンターとして、ボランティア活動を必要とする人や施設からの相談に応じるとともに、ボランティア活動の場の紹介を行います。 ● 障害者相談支援事業を充実させ、個別ニーズに応じた計画を作成します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌やホームページなどを通じて相談窓口の周知を図ります。 ● 市民が利用しやすい相談体制の充実に努めます。 ● 行政相談、なやみごと相談、消費生活相談を実施します。 ● 子どもの発達段階に応じた相談体制を充実した上で、ハイリスク児や経過観察児に対しては、それぞれのケースに応じた個別支援を行います。 ● 乳幼児の親子を対象に気軽に参加できる「つどいの広場」を提供します。 ● 母子・父子自立支援員と連携し、ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めるとともに、施策や取組についての情報提供を推進します。 ● 民生委員児童委員は、気軽に相談してもらえるよう日頃からの声かけに努めます。

4-2-4 地域住民の活動拠点の整備

現状と課題

本市では、市民活動が地域に根付き、誰もが心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指しています。そのため、相談・情報提供・場所の提供・各種講座・研修などの機能を有する市民活動支援センター「つどえ〜る」を平成17年に開設し、ボランティア団体などを支援するとともに、市民・行政・企業の交流や協働を促進してきました。

また、社会教育の中心的機能を有する中央公民館、各地区公民館、コミュニティハウス及びコミュニティセンター、また井原運動公園などのスポーツ施設を整備してきました。さらには、井原市民会館やアクティブライフ井原、井原市芳井生涯学習センター、井原市地場産業振興センターなどの文化施設やスポーツ施設等の空き状況の照会・各施設からのお知らせ・予約申し込みについて、携帯電話やパソコンから休日・夜間を含み24時間いつでも利用できるようになっています。

まちづくり協議会が行ったアンケート調査の自由意見では「高齢者の集いの場の新設」「定年後個々の得意とする分野を発揮できる場づくり」などの意見があがっています。

高齢者や障害者の活動拠点のほか、青少年など若い世代が参加しやすい環境を整備し、多世代が交流することができる身近な居場所づくりに努めることが求められます。

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	●ふれあい・いきいきサロン活動など、地域住民の交流に努めます。
地域（共助）	●歩いて行くことができる身近な居場所づくりに努め、その情報を発信します。
社会福祉協議会	●地域の中で一人暮らしや閉じこもりがちの人などが、孤立しないように、近所の人が集まり、楽しいひと時を過ごすとともに介護予防にもつながる「ふれあい・いきいきサロン活動」を推進します。 ●健康の保持増進、世代間交流の促進、生きがいくりの場を目的とする事業を行います。
行政（公助）	●子育てに関する学習・交流・ふれあい・つどいの場としての充実に努めます。 ●地区公民館など既存の施設などを活用した地域の拠点づくりに努めます。 ●市民活動支援センター「つどえ〜る」の有効活用を図ります。

4-2-5 権利擁護の仕組みづくり

現状と課題

市では、「成年後見制度」の利用支援や「高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待」への対応・支援を行っています。また、悪質商法に関する相談など、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が十分でない人を対象に、地域で安心して暮らせるよう支援しています。

今後も虐待防止等に向けた体制の充実に取り組むこととともに、福祉サービス利用者やその家族へ制度の周知や利用促進を進めていくことが必要です。

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none">●権利擁護や福祉サービスに関する知識を学ぶよう心がけます。●虐待を見たり聞いたりした場合は、積極的に市や相談機関に連絡します。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none">●地域団体が協力して、必要なサービスを受けていない人へ、サービスが届くよう支援します。●地域団体の活動に当たっては、個人のプライバシーに十分配慮します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●生活支援員による定期的な訪問や金銭管理を行うことで、福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安のある人の生活を支援します。●広報誌やホームページなどを通じて相談窓口の周知を図ります。●市民が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

取組主体	取組の例
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●知的障害、精神障害、認知症などの理由により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、援助者が本人に代わって財産管理や生活の見守りなどを支援する「成年後見制度」の周知を行います。 ●消費者トラブルに対する相談や、被害防止のための取組に加え、消費者自身の消費知識の向上を図る消費者教育などを実践するため、消費生活相談窓口のさらなる充実に努めます。 ●虐待に関する相談・通報に対応し、他機関と連携した取組を行います。 ●警察等関係機関と連携して、高齢者の悪徳商法に関する被害を未然に防ぐよう相談に応じます。 ●判断能力の不十分な人が住み慣れた地域で安心して生活することができるように支援を行う「市民後見人」を養成します。 ●高齢者や介護者を見守り、虐待防止や早期発見、迅速な対応を行うため関係機関や団体と連携した「井原市高齢者虐待防止ネットワーク」を強化します。 ●配偶者等からの身体的・精神的等の暴力に悩んでいる人に対して、DV（ドメスティックバイオレンス）相談に応じます。 ●各種大会にも障害者が安心して参加できるよう配慮した運営を行います。 ●学校や地域でいじめが発生した場合は「井原市いじめ対策基本方針」に則り適切に対応します。



4-2-6 生活困窮者の自立支援

現状と課題

国では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うため、平成 27 年 4 月 1 日を施行期日とした「生活困窮者自立支援法」が制定されました。

本市においても、生活保護世帯数が平成 22 年度 153 世帯から平成 26 年度の 171 世帯へと微増傾向を示しており、協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施することが求められます。

生活困窮者自立支援法の概要

必須事業	自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給 ●福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。 ●福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。
任意事業	就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施 ●就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」 ●住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」 ●家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」 ●生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 困った時に気軽に相談できるよう日常からの近所づきあいに心がけます。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近に支援を必要とする人がいる場合には、適切なサービスが受けられるよう行政などにつなげます。 ● 小地域福祉活動により、支援が必要な人や家庭の早期発見ができるよう、福祉委員等の活動の活性化に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援の体制を整備するとともに、必要な人には生活福祉資金の貸付を行います。 ● 相談の内容によっては適切に市の相談支援事業につなげ、生活困窮者の自立支援を促進します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 主任相談支援員及び相談支援員（就労支援員）をおき、地域からの情報や本人の申し出に対し、適切な支援を行い、自立を促します。



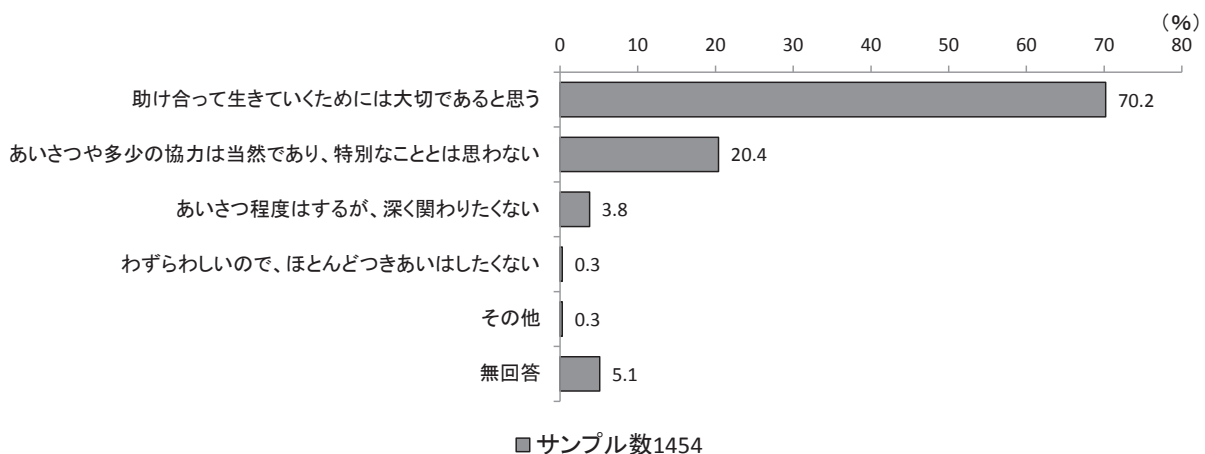
4-3 基本目標3 安全・安心な生活を送ることができる「環境づくり」

4-3-1 地域の見守り体制の強化

現状と課題

社会福祉協議会が行ったアンケート調査結果では、近所づきあいについて「助け合って生きていくためには大切であると思う」と回答した割合は70.2%であり、市民の多くの人が近隣の関わり合いが大切であると考えています。

近所づきあいについて



資料：社会福祉協議会アンケート調査結果

また、まちづくり協議会が行ったアンケート調査結果では、将来どのような地域になればよいと思うかについて「高齢者や子どもたちを地域で見守り、若者や新しい居住者の定着を目指す地域」と回答した割合が最も高く、その自由意見では「隣近所の親切に感謝しています」「一人暮らしの家に一日一回の状況確認のための見回りをする人がいても良いのではと思う。民生委員児童委員では手が回らないと思うので」などの意見があがっています。

地域や関係団体との連携を図り、地域住民自ら、見守り活動や支え合うことができる環境づくりを支援することが重要です。

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人一人が、地域の人と積極的に挨拶を行ったり地域の行事等に参加するなど地域交流に努めるとともに、近所づきあいを大切にします。 ●地域の活動に関心を持ち、参加し、協力するよう心がけます。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉委員等や自治会長をはじめ、子どもとその親と一緒にあって見守りネットワーク活動を進めます。 ●自治会・地域住民・ボランティアなど近隣の人々が、日常の生活や健康状態、非常時の対応が心配な要援護者に対して、見守り・支援活動を行う「小地域福祉ネットワーク」を推進します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●小地域福祉ネットワーク活動を積極的に支援します。 ●緊急時に役立つ「はーとふるカプセル」の取組について、カプセル内の情報が常に更新されるよう促し、必要な人に遅滞なくカプセルが届けられるように推進します。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独感の解消や安否確認、各種相談、緊急時の連絡などのための福祉電話の貸与や、緊急通報装置の貸与を行います。 ●認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていく認知症サポーターの増加を図り、見守り体制の強化に努めます。 ●徘徊のある高齢者への対応として、位置検索装置の貸与を行います。 ●民生委員児童委員は、担当地域の生活に不安のある人を常に把握し、必要に応じて公的サービスにつなげるよう努めます。

4-3-2 地域ぐるみの防災・防犯体制の強化

現状と課題

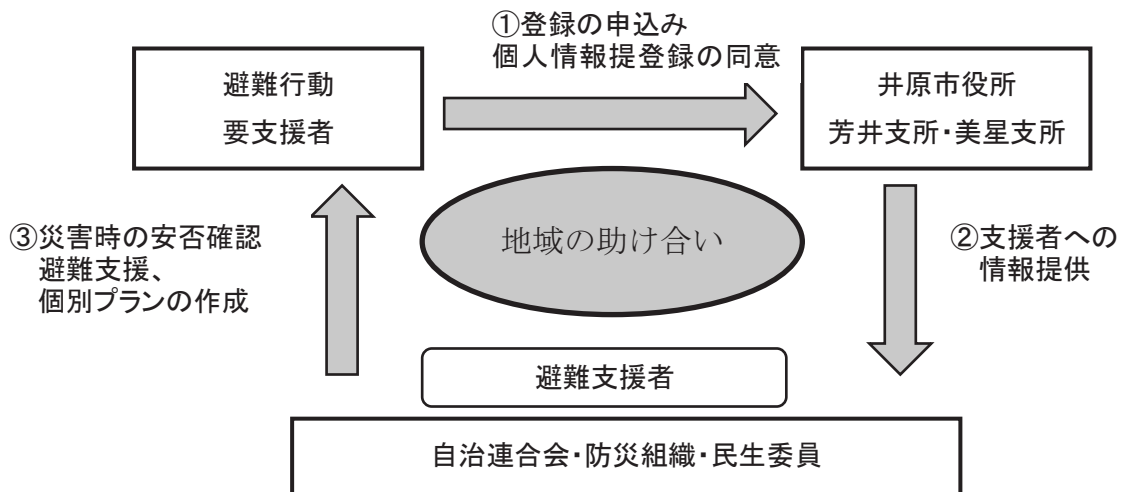
本市の自然条件は比較的恵まれ、大規模な自然災害に見舞われた経験が少なく、市民の防災意識も希薄でしたが、近年の度重なる地震や台風、集中豪雨等により、災害に向けた関心は高まっています。

特に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災では、多くの死者・行方不明者を出しました。その中には、高齢者や障害者などの支援を要する人の被害も多数報告されています。今後、南海地震等の大震災の可能性が指摘されており、避けることのできない自然災害に対して、被害を減らす対策をいかに講じるかが重要となります。そのためには、地域による支援体制の構築と、その前提となる日頃からの地域のつながりを強化するため、支援する側、される側の双方からお互いの必要な情報を発信する必要があります。

市では、大規模な災害が発生した場合において、自力での避難が難しい人について、事前に同意した本人の情報を登録して、地域の人にその情報を提供することで、地域における避難誘導や安否確認などの支援活動に役立てる災害時等避難行動要支援者の登録を進めています。

これらの人々については、名簿を民生委員児童委員、消防、警察、地域の支援組織と共有し、災害時の避難・救助活動・安否確認の一助とします。そのために、要支援者一人一人について、地域の自主防災組織が「避難支援プラン（個別プラン）」を作成する必要があります。

災害時等避難行動要支援者制度の流れ



まちづくり協議会が行ったアンケート調査結果では、地区が安心・安全で住みやすい地域になるよう、まちづくりに何らかの形で参加していきたいと思うかについて「積極的に参加したい」または「どちらかというに参加したい」と回答した割合は6割以上となっています。

引き続き、防災や防犯に関する意識啓発や地域の見守り体制の充実、災害時等避難行動要支援者の避難支援プランの作成など防災体制の強化を図るとともに、高齢者や子どもなどが犯罪に巻き込まれないよう取組を進める必要があります。

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ●過去の震災の教訓から、家具の転倒を防止するなど平常時からの対策を実施します。 ●防災グッズの準備等災害時に避難できる準備をします。 ●障害等がある人については、日ごろから隣近所のつき合いを活発にし、自ら避難行動要支援者であることを発信します。 ●車を運転する人は、歩行者に注意を払い、安全運転を心がけます。 ●身近な地域で危険な箇所を発見したら、市役所や関係機関に連絡をします。 ●防災マップなどを通じて、家庭での事故防止や災害時の連絡体制、避難場所、避難方法を把握します。 ●自主防災組織・消防団に積極的に参加します。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民に、防災意識の高揚と助け合いの精神を浸透させる地区防災事業を進めます。 ●互いに協力し、地域の共通課題の解決に努めることにより、安心・安全で活気のあるまちづくりを推進します。 ●犯罪防止や防災対策などの地域安全活動に取り組みます。 ●青年層に対する消防団の認識を高めます。 ●災害時等避難行動要支援者の支援をするため、個別プランの作成や避難を誘導する等の役割を担う自主防災組織を結成します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティア事前登録の周知を図るとともに、研修会などを実施します。 ●地区社会福祉協議会などの関係団体と日常的な連携を行うとともに、地域において要援護者に向けた防災活動を支援します。 ●関係団体との連携を図り、高齢者や子どもの見守り活動を支援します。

取組主体	取組の例
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災に役立つ情報や知識、避難所の位置、地震や水害の際の危険箇所を掲載している「防災マップ」の周知に努めます。 ● 希望者の携帯電話やパソコンへ「防災や防犯、火災に関する情報、その他の緊急情報、市役所からのお知らせをメールで配信する「井原市メール配信サービス」の周知に努めます。 ● 緊急告知端末器「お知らせくん」により、災害情報の迅速・的確な伝達に努めます。また、平常時には地域コミュニティツールとして活用します。 ● 緊急告知情報が聞き取れない聴覚障害者に対して「お知らせくん」に連動した「シルウォッチ」を貸与します。 ● 防犯灯及び防犯カメラ設置費の一定額を補助します。 ● 地域の自主防災組織の活動を支援するため、補助金を交付します。 ● 災害時等避難行動要支援者の把握に努めます。 ● 住宅用火災警報器の設置を促進するとともに、自主防災組織の育成・指導を推進し、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。 ● 交通安全教育指針に基づいた安全教育を推進します。 ● 犯罪防止に配慮した公的施設の環境設計を行います。 ● 食料品や飲料水等の備蓄をします。



4-3-3 気軽に外出できるまちづくり

現状と課題

本市の公共交通体系において、バス網は、民間3社による路線バスのほか、井原・芳井・美星各地区での循環バスである井原あいあいバス、芳井・美星地区での一般の方も利用できるスクールバスを運行するとともに、公共交通空白地区の解消を図るため、一部エリアにおいて予約型乗合タクシーを運行しています。

接続可能なものとするため、行政・運行事業者・住民の役割分担を検討し、地域の実情を踏まえ、利用ニーズにあった公共交通体系となるよう引き続き見直しを行う必要があります。

予約型乗合タクシー

運行エリア	(1) 高屋北部エリア (3) 高月エリア (5) 荏原・西江原エリア (7) 天神山・上野・西吉井エリア (9) 峠村・野畑エリア	(2) 上稲木エリア (4) 門田エリア (6) 野上北部エリア (8) 高原・高瀬エリア (10) 共和下・川相エリア
-------	--	--

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字ブロックの上などに、自転車や自動車を駐輪駐車しないよう心がけます。 ● 市民一人一人が「自分たちの鉄道・バス」という意識を持ち、積極的に公共交通機関を利用します。 ● 日頃から乗り合わせての買い物など、高齢者に対する助け合い、支援体制を整備します。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区の生活交通を住民自らで考える「『生活の足』対策事業」を進めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物支援の組織づくりに積極的に関わります。 ● 必要な人にチャイルドシート等を貸し出します。

取組主体	取組の例
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通に対する安心感と利便性を高めるため、わかりやすい情報提供に努めます。 ●「乗って残すバス路線」への理解を深めてもらい、地域と協働して公共交通体系を維持していきます。 ●道路の危険個所の点検整備を進めるとともに、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。 ●買い物や通院などが困難な高齢者等のためのニーズを把握するとともに、対応策を検討します。 ●障害を有する人などへの支援として、タクシー券の交付による助成などを引き続き行います。



4-3-4 ユニバーサルデザインのまちづくり

現状と課題

全ての市民が住み慣れた地域で暮らすためには、安心して施設を利用し、移動できる環境が必要です。

まちづくり協議会が行ったアンケート調査の自由意見では「バリアフリーの集いの場、車いす用トイレの新設」「道路の整備をしてほしい」「街灯がもう少しあればいつも思う」などの意見があがっています。

市では、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、「井原市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、段差解消や手すりの設置等によるバリアフリーなど、高齢者や障害者等にやさしい居住環境の整備に努めてきましたが、今後も、多くの市民が利用する公共施設や道路などのバリアフリー化を推進する必要があります。

今後の取組

取組主体	取組の例
市民（自助）	<ul style="list-style-type: none">●日常生活で困っている子ども、高齢者、障害者を発見したら支援します。●整備が必要と思われる危険な道路・施設について、行政に連絡します。●点字ブロックの上などに、駐輪・駐車したり物を置かないように心がけます。
地域（共助）	<ul style="list-style-type: none">●日常生活で困っている子ども、高齢者、障害者を発見したら支援します。●整備が必要と思われる危険な道路・施設について、行政に連絡します。●地域での危険箇所などを把握します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●市民からの意見を把握し、行政と連携し必要な環境整備を行います。
行政（公助）	<ul style="list-style-type: none">●ユニバーサルデザインに留意し、公共施設・設備を計画的に整備します。

第5章 計画の推進

5-1 計画の周知

本計画は、「市広報いばら」や「社協だよりふれまち」、ホームページや各種広報を通じて公表することで、市民へ周知します。

5-2 関係機関との連携

本計画の推進に当たり、市民や民生委員児童委員、地区まちづくり協議会、自治会、ボランティアなど関係団体との連携強化を図り、計画の推進につなげます。

資料 1 井原市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく井原市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、井原市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定等に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の事項に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体又は福祉活動関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 前項第3号に規定する公募による者は、3人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

資料2 井原市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

区 分	関係団体等	氏 名	備考
学識経験者	ご近所福祉クリエイター	酒井 保	委員長
民生児童委員	井原市民生児童委員協議会長	笠原 正広	副委員長
高齢者関係団体	井原市老人クラブ連合会女性部	三嶋 貞子	
障害者関係	いばら育成会会長	妹尾 純子	
ボランティア関係者	ふれあいサロン(毎日型)	久保 富美子	
福祉関係事業所代表	グループホーム 井原ラーゴム	源田 靖	
商工関係	井原商工会議所専務理事	伊達 一海	
女性協議会	井原市女性協議会副会長	小野 眞知子	
教育関係者	井原市公民館協議会福祉部長	守屋 誠	
自治連合会	芳井町まちづくり協議会副会長	熊原 由枝	
	美星町自治公民館連合会生活部長	竹井 訓示	
地区社会福祉協議会	ふれあいのまちづくり事業推進委員	岡田 捷夫	
公募枠	介護支援専門員(きのこ荘)	田中 美鈴	
	ひざかけキルトの会	三宅 史子	
	美星っ子づくり協議会	木口 真利子	

資料3 諮問書

平成26年5月16日

井原市地域福祉計画策定委員会

委員長 酒 井 保 殿

井原市長 瀧 本 豊 文

諮 問 書

社会福祉法107条に基づく井原市地域福祉計画の策定について、
貴委員会に提言いただきたく、ここに諮問します。

資料4 答申書

平成27年2月19日

井原市長 瀧本豊文 殿

井原市地域福祉計画策定委員会
委員長 酒井保

井原市地域福祉計画について（答申）

平成26年5月16日付けで諮問のあった、「井原市地域福祉計画」について、慎重に審議した結果、別添「井原市地域福祉計画（素案）」は、適切であると認め、次の意見を付して答申します。

記

- 1 今後においても、社会福祉協議会・地区社会福祉協議会及び各地区の住民と協力して、その地域の独自性を尊重し、地域福祉の推進に努められたい。
- 2 全国で多様な災害が発生していることに鑑み、地域ごとの見守り・支援体制の充実を促すことが減災及び地域福祉の充実につながると考えられます。地域との協働で災害時避難行動要支援者対策の充実に努められたい。

資料5 井原市地域福祉計画策定検討会議設置要領

(目的及び設置)

第1条 井原市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について、必要な事項を検討するため、井原市地域福祉計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、関係部署間の総合調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は健康福祉部長を、副委員長は健康福祉部次長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、検討会議の会務を総理し、検討会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

第5条 検討会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 検討会議に出席できない委員は、その指名する者を代理で出席させることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営等に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月15日から施行する。

(失効)

2 この要領は、計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

別表（第3条関係）

芳井支所長、美星支所長、子育て支援課長、介護保険課長、健康医療課長、協働推進課長、生涯学習課長、福祉課長、総務部部内調整事務取扱、市民生活部部内調整事務取扱、健康福祉部部内調整事務取扱、建設経済部部内調整事務取扱、教育委員会部内調整事務取扱
--

井原市地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成27年3月

岡山県井原市

健康福祉部福祉課

〒715-8601 岡山県井原市井原町 311-1

TEL 0866-62-9516 FAX 0866-62-9310
